

資料3

泊発電所3号炉
前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

令和5年3月31日

北海道電力株式会社

目次

| | |
|---|---------|
| 第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部事象) | 1～11 |
| 第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) | 12～19 |
| 第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) | 20～27 |
| 第 7 条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | 28 |
| 第 10 条 誤操作の防止 | 29, 30 |
| 第 11 条 安全避難通路等 | 31～33 |
| 第 12 条 安全施設 | 34～50 |
| 第 14 条 全交流動力電源喪失対策設備 | 51～53 |
| 第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 | 54～63 |
| 第 17 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ | 64 |
| 第 24 条 安全保護回路 | 65 |
| 第 26 条 原子炉制御室等 | 66～68 |
| 第 33 条 保安電源設備 | 69～71 |
| 第 34 条 緊急時対策所 | 72～82 |
| 第 35 条 通信連絡設備 | 83, 84 |
| 第 59 条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 | 85～96 |
| 第 61 条 緊急時対策所 | 97～100 |
| 第 62 条 通信連絡を行うために必要な設備 | 101～104 |
| 技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 | 105～107 |
| 技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 | 108～114 |
| 技術的能力 1.19 通信連絡に関する手順等 | 115～118 |
| 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について | 119～123 |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------------------------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-3, 13, 15, 24 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：…安全機能を損なうことのない設計とする。 新：…安全機能を損なわない設計とする。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6自然-3, 11, 13, 23 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-3 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：…それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して、適切に… 新：…それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に… | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6自然-3 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6自然-5, 13 | 地滑りについて柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の審査実績を反映しており、当該発電所の記載を引用掲載した。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6自然-6 | 大飯発電所3／4号炉の換気空調設備外気取入口のフィルタや閉回路循環運転に関する記載を6自然-22より再掲した。 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-7, 16, 24, 29 6条自然-別1-28, 34 | 降下火砕物による静的負荷等又は有毒ガス防護に関する記載のうち、中央制御室の換気空調設備に関する記載を適正化した。（下線部参照） 旧：外気との連絡口を遮断し、必要に応じて中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転をすることにより中央制御室の居住性を 新：外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により中央制御室の居住性を | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6自然-6, 15, 22, 28 6自然-別1-39, 44 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------------------------|---|----|
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.6.0) | 6条自然-7, 15, 24 6条自然-別1-29 | 以下の記載を適正化した。（下線部参照） 旧：原子炉補機冷却海水系 新：原子炉補機冷却海水設備 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-6, 14, 23 6自然-別1-40 | 同上 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.6.0) | 6条自然-8 | 外部火災に関する記載で、発火点および防火帯幅の記載を見直した。 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-7 | 同上 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-7 | 大飯発電所3/4号炉の最大火線強度から設定した防火帯幅に関する記載を6外火-4より引用した。 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.6.0) | 6条自然-10 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：…その結果として施設で生じ得る環境条件においても… 新：…その結果として施設で生じ得る環境条件においても、 <u>…</u> | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-8 | 同上 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-15 | 大飯発電所3/4号炉の有毒ガス発生時のダンパ操作及び閉回路循環運転に関する記載を6自然-27より再掲した。 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.6.0) | 6条自然-19, 20 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2020年）によれば 新：小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～ <u>2021年</u> ）によれば | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-----------------------|---|----|
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-17, 18 | 同上 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-20 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 外部事象防護対象施設を内包する施設及び… 新: 外部事象防護対象施設を内包する <u>区画</u> 及び… | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-18 | 同上 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-23 | 女川原子力発電所2号炉の以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 外気を接直設備内に取り込む機器… 新: 外気を直接設備内に取り込む機器… | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-26 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 過去の記録及び現地調査の結果を参考にして… 新: 過去の記録、 <u>現地調査の結果等</u> を参考にして… | |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-24 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-24 | 女川原子力発電所2号炉の以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 第1項において選定した自然現象に含まれる。 新: 第 <u>1</u> 項において選定した自然現象に含まれる。 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-27 6条自然-別1-31 | 発電所敷地から東約8kmの地点にある共和ダムの存在に関する記載について、記載箇所の見直しを行った。 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-26 6自然-別1-42 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-----------|---|----|
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） （DB061N r. 6. 0） | 6条自然-34 | 以下の第2. 2. 1図の中の記載を修正した。（下線部参照） 旧：後志支庁 新：後志総合振興局 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） （DB061N-9 r. 6. 0） | 6自然-32 | 同上 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） （DB061N r. 6. 0） | 6条自然-53 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：発電所背後斜面の降雨水は… 新：発電所構内の降雨水は… | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） （DB061N-9 r. 6. 0） | 6自然-51 | 同上 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） （DB061N-9 r. 6. 0） | 6自然-54 | 以下の記載を修正した。 旧：なし 新：第6. 4. 1図 発電所周辺の鉄道及び主要道路図 | |
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） （DB061N r. 6. 0） | 別添資料1 目次 | 以下の記載を適正化した。（下線部参照） 旧：3. 計測制御盤の主な・・・ 新：3. <u>安全保護回路の制御盤</u> の主な | |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） （DB061N-9 r. 6. 0） | 6自然-別1-2 | 同上 | |
| 34 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） （DB061N r. 6. 0） | 6条自然-別1-9 | 第1. 2-2表中の雪崩（1-14）の記載を適正化した。 旧：豪雪地帯ではないため考慮しない。 新：周辺の地形から、積雪荷重以上の影響がある雪崩は発生しないことから除外する。 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） （DB061N-9 r. 6. 0） | 6自然-別1-11 | 第1. 2-2表中の雪崩（1-14）の記載を適正化した。また、相違理由（検討内容の相違）を追記した。 旧：豪雪地帯ではないため考慮しない。 新：周辺の地形から、積雪荷重以上の影響がある雪崩は発生しないことから除外する。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------------------------|---|----|
| 36 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-11, 12, 13, 15, 31, 33 | 以下の記載を適正化した。（下線部参照） 旧：・・・/年, .../炉 新：・・・/年, .../炉 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6自然-別1-15, 16, 20, 42, 44 | 同上 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-16, 17 | 参考2中の図を最新化した。 | |
| 39 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6自然-別1-22, 23 | 同上 | |
| 40 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-22 6条自然-別1-補43 | 移転前の観測所は強風の影響を受けやすく、この影響を受けない移転後の観測所の記録を参照することを明記した。 | |
| 41 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6自然-別1-30 6条自然現象-別添資料1-補10-2 | 同上 | |
| 42 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-30 | 以下の誤記を訂正した。（下線部参照） 誤：新規規制基準 正：新規制基準 | |
| 43 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6自然-別1-41 | 同上 | |
| 44 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-35 | 第4. 1-2図中の距離を修正した。（下線部参照） 旧：約30km 新：30km以上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|---|----|
| 45 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-別1-46 | 同上 | |
| 46 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-39 | 第4.1-5図に船舶の断面図を追加した。 | |
| 47 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-別1-48 | 同上 | |
| 48 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-別1-52 | 相関性のある自然現象の特定の第5.2-1表について記載を修正した。(下線部参照) 誤:表5.2-1表 正:第5.2-1表 | |
| 49 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-別1-52 | 相関性のある自然現象の特定の第5.2-1表の相関タイプ④の自然現象について記載を追加した。(下線部参照)また、相違理由を追記した。 旧:地震,津波 新:地震,津波,地滑り | |
| 50 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-別1-53 | 相関性のある自然現象の特定の第5.2-1表について記載を修正した。(下線部参照) 誤:表5.2-2表 正:第5.2-2表 | |
| 51 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-52 | 第5.3-7表のうち以下を適正化した。(下線部参照) 旧:火山 新:火山の影響 | |
| 52 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-別1-60 | 同上 | |
| 53 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-87 | 第5.4-1表全体を追和としていたが、現時点において記載できる箇所は記載した。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------|---|----|
| 54 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-別1-96 | 同上 | |
| 55 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-88 | 第5.4-2表全体を追和としていたが、現時点において記載できる箇所は記載した。 | |
| 56 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-別1-97 | 同上 | |
| 57 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-89,90 | 追和の枠内に、組み合わせる積雪による荷重について設計基準積雪量189cmを考慮する旨記載した。 | |
| 58 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-別1-99 | 同上 | |
| 59 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-91 | 以下の誤記を訂正した。（下線部参照） 誤：・・・すべててのカメラ・・・ 正：・・・すべてのカメラ・・・ | |
| 60 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-別1-101 | 同上 | |
| 61 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-92 | 以下の記載を適正化した。（下線部参照） 旧：・・・台風来襲後・・・ 新：・・・台風襲来後・・・ | |
| 62 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.6.0) | 6自然-別1-102 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------------|---|----|
| 63 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-補7 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:第8図 循環水設備略 新:第8図 循環水設備概略 | |
| 64 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6条自然現象-別添資料1-補1-8 | 同上 | |
| 65 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6条自然現象-別添資料1-補3-1 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…影響を及ぼす <u>恐れ</u> があるため… 新:…影響を及ぼす <u>おそれ</u> があるため… | |
| 66 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-補22 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:安全上重要な設備は、 <u> </u> 新:安全上重要な設備は、 <u> </u> | |
| 67 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6条自然現象-別添資料1-補3-3 | 同上 | |
| 68 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-補43 | 以下の寿都だしに関する説明の参考文献を追加した。 ・(佐川正人 2004, 北海道寿都地方の強風域における風向・風速の特徴, 地理学評論77-6: 441-459) | |
| 69 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6条自然現象-別添資料1-補10-2 | 同上 | |
| 70 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-補50 | 第3図 寿都特別地域気象観測所の移転について(「寿都気象百年史」に加筆)に関して, 周辺地形, 風向き及び移転前と移転後の観測所の距離を追加した図に修正した。 | |
| 71 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6条自然現象-別添資料1-補10-10 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------------|---|----|
| 72 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-補51 | 第4図寿都地方における地形的特徴について、寿都町を示す赤色四角枠を追加した図に修正した。 | |
| 73 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6条自然現象-別添資料1-補10-11 | 同上 | |
| 74 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-補51 | 寿都特別地域気象観測所の移転前後に関する記載を追加するとともに、移転後の観測記録を参照することの妥当性を追加した。 | |
| 75 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6条自然現象-別添資料1-補10-11 | 同上 | |
| 76 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-補56 | 第1図凍結に対する安全施設の評価フローにおいて、重要度分類クラス1、2の記載が過去のPWRでの審査状況が残っている箇所について修正した。 | |
| 77 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6条自然現象-別添資料1-補11-3 | 同上 | |
| 78 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-補67 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：外部事象防護対象施設は、… 新：外部事象防護対象施設は、… | |
| 79 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6条自然現象-別添資料1-補12-5 | 泊3号炉及び女川2号炉の以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：外部事象防護対象施設は、… 新：外部事象防護対象施設は、… | |
| 80 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-補67 | 構内排水設備に関して期待する設備を明確化するため以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：泊発電所周辺の雨水は、第3図のように敷地内に配置された構内排水設備に集水され・・・ 新：泊発電所周辺の雨水は、第3図のように敷地内に配置された1号炉系統流末、2号炉系統流末及び3号炉系統流末の構内排水設備に集水され・・・ | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|----------------------|--|----|
| 81 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6条自然現象-別添資料1-補12-5 | 同上 | |
| 82 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-補68 | 第3図 構内排水設備の配置概要図について幹線排水路を訂正した図に差し替えました。 | |
| 83 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6条自然現象-別添資料1-補12-6 | 同上 | |
| 84 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-補71 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:この場合には、運転員、保修員ガラリに付いた… 新:この場合には、運転員、保修員がガラリに付いた | |
| 85 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6条自然現象-別添資料1-補13-2 | 同上 | |
| 86 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-補85,86 | 追而の枠内に調査概要等を記載するとともに、調査箇所の一部を図示した。 | |
| 87 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6条自然現象-別添資料1-補15-1,2 | 同上 | |
| 88 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N r.6.0) | 6条自然-別1-補89 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…発電所から北方向約4.3kmのところを 新:…発電所から南方向約4.3kmのところを | |
| 89 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象) (DB061N-9 r.6.0) | 6条自然現象-別添資料1-補16-2 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------------|---|----|
| 90 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-補89 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：…約15km程度の距離がある <u>。</u> （第2図） 新：…約15km程度の距離がある（第2図） <u>。</u> | |
| 91 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6条自然現象-別添資料1-補16-2 | 同上 | |
| 92 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-補96 | 以下の不要な記載を削除した。（下線部参照） 旧：…(1)設計上考慮すべき事象が、津波若しくは津波の随伴、… 新：…(1)設計上考慮すべき事象が、津波若しくは津波の随伴、… | |
| 93 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6条自然現象-別添資料1-補18-1 | 同上 | |
| 94 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-補109 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：…クラス3に属する構築物、系統及び機器及びそれらを内包する 新：…クラス3に属する構築物、系統及び機器並びにそれらを内包する | |
| 95 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6条自然現象-別添資料1-補22-1 | 同上 | |
| 96 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 6. 0) | 6条自然-別1-補109 | タービントリップ機能が損なわれた場合の影響についてに関して、具体的な対応について追記した。 | |
| 97 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 6条自然現象-別添資料1-補22-1 | 同上 | |
| 98 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 6. 0) | 全般 | 泊3号炉の以下の記載について、まとめ資料に合わせて記載方法を見直した。 対象：枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 6. 0) | 全般 | 記載の適正化 (旧)、 (新)、 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 6. 0) | 全般 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 6. 0) | 全般 | 記載の適正化 (旧) および (新) 及び | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 6. 0) | 全般 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 6. 0) | 目次 | 女川及び泊の他条文との整合による記載統一 (旧) 技術的能力 (新) 運用, 手順 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 6. 0) | 6外火-1 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 6. 0) | 目次 | 記載の適正化 (旧) 別添資料 (新) 別添 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 6. 0) | 6外火-1 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|---|----|
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6条外火-1-4, 5, 8~19, 21, 22, 24~28, 32~34, 36, 40~41 | 同上 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6条外火-4, 5, 8~20, 24~26, 28~34, 36, 37, 39, 43~45 | 同上 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6条外火-1 6条外火-別1-1 6条外火-別2-1 6条外火-別3-1 | 記載の適正化 (旧) 大飯発電所3号炉 (新) 大飯発電所3号炉および4号炉 大飯発電所3号炉及び4号炉 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 概要 | 女川及び泊の他条文との整合による記載統一 (旧) 3. において、追加要求事項に適合するための <u>技術的能力(手順等)</u> を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 (新) 3. において、追加要求事項に適合するための <u>運用、手順等</u> を抽出し、必要となる運用対策を整理する。 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6条外火-1 | 女川及び泊の他条文との整合による記載統一 (旧) 3. において、追加要求事項に適合するための <u>技術的能力(手順等)</u> を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 (新) 3. において、追加要求事項に適合するための <u>運用、手順等</u> を抽出し、必要となる運用対策を整理する。 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6条外火-1-4, 9 | 防火帯幅設定について記載を適正化した。 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6条外火-4, 10 | 同上 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6条外火-1-6 | 原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは循環水ポンプ建屋に収納されていることに記載を見直した。 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6条外火-6 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------|---|----|
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 6. 0) | 6条外火-1-28 | 「第1. 8. 10. 2表 評価対象施設」において、評価対象施設にタービン建屋を追記、取水ピットポンプ室及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室を削除し、循環水ポンプ建屋を追記した。 また、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは循環水ポンプ建屋に収納されており、直接火災の影響はないが、周囲空気による影響を確認していることに記載を見直した。 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 6. 0) | 6外火-34 | 同上 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 6. 0) | 6外-別1-10 | 防火帯幅設定について記載を適正化した。 また、「第2. 1. 3. 2-2図 防火帯幅の設定」においてE地点を追加した。 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 6. 0) | 6外火-別1-10, 11 | 同上 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 6. 0) | 6外-別1-18 | 「第2. 2. 2. 3-2表 高圧ガス輸送車両の爆発の危険距離と離隔距離」における記載の適正化。 (旧) 危険距離 (新) 危険限界距離 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 6. 0) | 6外火-別1-19 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 6. 0) | 6外-別1-18 | 「第2. 2. 2. 3-1図 燃料輸送車両火災想定位置と発電用原子炉施設との位置関係」におけるトンネル部の明示 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 6. 0) | 6外火-別1-19 | 同上 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 6. 0) | 6外-別1-19 | 「第2. 2. 2. 3-2図 高圧ガス輸送車両火災想定位置と発電用原子炉施設との位置関係」における想定輸送ルート、高圧ガス貯蔵施設、トンネル部の明示 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------|---|----|
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-19 | 同上 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-26 | 「第2.3.2.2-2 図 自衛隊機又は米軍機(その他の大型固定翼機, 小型固定翼機及び回転翼機)の離隔距離」の図中補足情報の追加 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-26 | 同上 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-33 | 「第2.4.2-3図 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機外形図」の図中補足情報の適正化 (旧) モータ (新) 電動機 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-34 | 同上 | |
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-添付1-3 | 原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは循環水ポンプ建屋に収納されていることに記載を見直した。 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付1-2 | 原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは循環水ポンプ建屋に収納されていることに記載を見直した。 | |
| 34 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-添付1-6 | 「表1-1 防護対象及び防護方法」において, 評価対象施設等にタービン建屋及び循環水ポンプ建屋を追記した。 上記に伴い, 取水ピットポンプ室及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室を削除した。 また, 原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは循環水ポンプ建屋に収納されており, 直接火災の影響はないが, 周囲空気による影響を確認していることに記載を見直した。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-----------------------|--|----|
| 35 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付1-5 | 同上 | |
| 36 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-添付1-9~17 | 12条(安全施設)の記載に整合するため、「表1-3 外部事象防護対象の抽出結果」を見直した。 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付1-7~15 | 同上 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-添付2-13 | 「図2-7 発電所周辺植生分布図」における凡例情報を追加した。 | |
| 39 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付2-10 | 同上 | |
| 40 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-添付2-32, 40, 44 | 防火帯幅設定について記載を適正化した。 | |
| 41 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付2-30, 37, 41 | 同上 | |
| 42 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-添付2-32 | 「表2-16 風上に樹木が無い場合の火線強度と最小防火帯幅の関係(火災の防火帯突破率1%)」における桁区切りの「,」を追記した。 | |
| 43 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付2-30 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------------|--|----|
| 44 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r. 6. 0) | 6外-別1-添付2-33 | 「図2-15 各地点における防火帯幅の設定」におけるE地点を追加した。 | |
| 45 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r. 6. 0) | 6外火-別1-添付2-30 | 同上 | |
| 46 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r. 6. 0) | 6外-別1-添付2-62, 80 | 「図2-33 評価概念図」及び「図3 評価概念図」の体裁適正化 | |
| 47 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r. 6. 0) | 6外火-別1-添付2-59, 82 | 同上 | |
| 48 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r. 6. 0) | 6外-別1-添付2-108 | 記載の適正化 (旧) 3号機 (新) 3号炬 | |
| 49 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r. 6. 0) | 6外火-別1-添付2-110 | 同上 | |
| 50 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r. 6. 0) | 6外-別1-添付2-109 | 「表1 各設備の温度評価条件一覧表(1/2)」における桁区切りの「,」を追記した。 | |
| 51 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r. 6. 0) | 6外火-別1-添付2-111 | 同上 | |
| 52 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r. 6. 0) | 6外-別1-添付3-19 | 「表3-24 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離」の表中記載箇所の適正化 (旧) 貯蔵施設貯 (新) 貯蔵施設 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------------|---|----|
| 53 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付3-22 | 同上 | |
| 54 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付3-35~37 | 「別紙-1 仮想危険物貯蔵施設の危険距離の算出について」について、大飯発電所3/4号炉欄に先行実績である東海第二の記載を追記 | |
| 55 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-添付4-14 | 「図4-7 高圧ガス輸送車両爆発想定位置と発電用原子炉施設との位置関係」における想定輸送ルート、高圧ガス貯蔵施設、トンネル部の明示 | |
| 56 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付4-17 | 同上 | |
| 57 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-添付5-2 | 記載の適正化 「。」の追加 | |
| 58 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付5-1 | 同上 | |
| 59 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付5-20~23 | 表内タイトルの大飯発電所部分の適正化 (旧)大飯発電所3号炉および4号炉 (新)大飯発電所3/4号炉 | |
| 60 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付6-2, 25 | 敷地内危険物施設及びそれ以外の施設の評価対象範囲について、大飯発電所3/4号炉欄に先行実績である島根の記載を追記 | |
| 61 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-添付6-16 | 記載の適正化 (旧)表6-12 (新)表6-13 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------------|---|----|
| 62 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付6-16 | 同上 | |
| 63 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付6-42, 53 | 「7. 発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器の火災影響評価」について、大飯発電所3/4号炉欄に先行実績である島根の記載を追記 | |
| 64 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-添付8-3 | 「図8-1 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機の冷却方式」の図中記載箇所の適正化 (旧) モータ (新) 電動機 | |
| 65 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付8-2 | 同上 | |
| 66 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別1-添付8-15, 18 | 「3.4.2 中央制御室に対する有毒ガス影響評価」について、大飯発電所3/4号炉欄に先行実績である島根の記載を追記 | |
| 67 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別1-添付8-25 | 記載の適正化 (旧) 期酸素量 (新) 初期酸素量 | |
| 68 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 別添2 表紙 | 女川及び泊の他条文との整合による記載統一 (旧) 技術的能力 (新) 運用, 手順 | |
| 69 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別2-1 | 同上 | |
| 70 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.6.0) | 6外-別2-2, 3 | 女川及び泊の他条文との整合による記載統一 (旧) 設計基準に係る運用対策等 (新) 表1 運用, 手順に係る対策等(設計基準) | |
| 71 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.6.0) | 6外火-別2-2, 3 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r.6.0) | 資料全般 | 原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの設置場所を循環水ポンプ建屋と整理したことに伴い、循環水ポンプ建屋を評価対象施設等とし波及的影響を及ぼし得る施設から除外するとともに、取水ピットポンプ室及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室の記載を削除した。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.6.0) | 資料全般 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r.6.0) | 資料全般 | 設備名称を適正化した。（下線部参照） 旧：取水設備（除塵設備）、取水設備（除じん装置） 新：取水装置（除塵設備） | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.6.0) | 資料全般 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.6.0) | 資料全般（基本方針） | 再掲箇所のページ数を適正化した。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-4 | 大飯発電所3／4号炉の換気空調設備外気取入口のフィルタや閉回路循環運転に関する記載を6火山-30より再掲した。 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r.6.0) | 6条火山-5, 24 | 以下のとおり記載を適正化した。（下線部参照） 旧：・・・外気との連絡口を遮断し、必要に応じて中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転をすることにより・・・ 新：・・・外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により・・・ | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-4, 30 | 同上 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r.6.0) | 6条火山-6 | 以下の記載箇所に破線枠で囲み、テキストBOX「【下記については、降下火砕物を主荷重、積雪を従荷重として記載】」を追記した。 「なお、鉛直荷重については、湿潤状態の降下火砕物に、建築基準法等の関連する規格・基準類の考え方に基づいた泊村における平均的な積雪量を踏まえて設定する。」 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------------------|---|----|
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-7 | 同上 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-8, 22 | 以下のとおり記載を適正化した。(下線部参照) 旧:第1.8.8_1表 新:第1.8.8_1表 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-10, 27 | 同上 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-9 | 以下の(a)～(e)に記載の注記番号を上付きに修正した。(下線部参照) (a) 火山ガラス片、鉱物結晶片から成る ⁽¹⁾ 。ただし、火山ガラス片は砂よりもるく硬度は低く ⁽²⁾ 、主要な鉱物結晶片の硬度は砂同等又はそれ以下である ⁽³⁾⁽⁴⁾ 。 (b) 硫酸等を含む腐食性のガス(以下「腐食性ガス」という。)が付着している ⁽¹⁾ 。ただし、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはない ⁽⁵⁾ 。 (c) 水に濡れると導電性を生じる ⁽¹⁾ 。 (d) 湿った降下火砕物は乾燥すると固結する ⁽¹⁾ 。 (e) 降下火砕物粒子の融点は約1,000℃であり、一般的な砂に比べ低い ⁽¹⁾ 。 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-10 | 同上 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-18 | (c)化学的影響(腐食)の降下火砕物を含む空気の流れとなる施設において以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:ディーゼル発電機消音器 新:ディーゼル発電機吸気消音器 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-20 | 同上 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-22 6条火山-別1-10, 13 | 第1.8.8-1表中の外部事象防護対象施設等に波及的に影響を及ぼし得る施設について以下の通り記載を修正した。(下線部参照) 旧:主蒸気管室吸気ガラリ 新:主蒸気管室給気ガラリ | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------------------|--|----|
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-27 6火山-別1-14, 17 | 同上 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-30 | 大飯発電所3/4号炉の以下の記載について緑字から黒字に修正した。 「フィルタの点検, 清掃や取替, ストレーナの洗浄, 換気空調系の閉回路循環運転等, 必要な保守管理等」 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 別添資料1 全般 | 追而箇所を単に追而とするのではなく、どのように評価するのか、確認・評価する方針を記載した。 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 別添資料1 全般 | 同上 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 別添資料1 目次 | 誤記を訂正した。(下線部参照) 誤: 個別評価7 安全保護系計装盤及び安全系の計装用・・・ 正: 個別評価7 安全保護系計装盤及び非常用の計装用・・・ | |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-2 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-3 | 女川2号炉の欄を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 重大事故等対処設備への考慮について 新: 重大事故等対処設備に対する考慮について | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-25 | MS-3の安全機能を有する設備としてタービン保安装置及び主蒸気止め弁(閉機能)を追加した。(第12条の反映) | |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-29 | 同上 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-26 | ※9中の誤記を訂正した。(下線部参照) 誤: 竜巻を起因として蒸気発生器への過剰給水・・・ 正: 火山事象を起因として蒸気発生器への過剰給水・・・ | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|---|----|
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-30 | 同上 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-27 | 図4.3-3に循環水ポンプ建屋の外気取入口の写真を追加した。 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-31 | 同上 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-27 | 以下のとおり設備名称を適正化した。(下線部参照) 旧:計装用インバータ 新: <u>非常用の計装用インバータ(無停電電源装置)</u> | |
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-31 | 同上 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-28 | 図中の防雪ネットの記載を適正化した。(下線部参照) 旧:防雪ネット 新: <u>(防雪ネット)</u> ※参考として記載 | |
| 34 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-32 | 同上 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-38 | 記載を適正化した。(下線部参照) 旧:安全機能を損なうことのない設計とする(2箇所) 正:安全機能を損なわない設計とする(2箇所) | |
| 36 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-46 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|----------------|--|----|
| 37 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-39 | 以下の記載を適正化した。(下線部参照) 旧:・・・外気との連絡口を遮断し、必要に応じて中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とすることにより、 新:・・・外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転とすることにより、 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-47 | 同上 また、これに伴い相違理由を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:火山対応としては、よう素除去のためのフィルタを通さない閉回路循環運転が考えられ、泊ではこのような運転が出来るため、「必要に応じて」を挿入した 新:火山対応としては、放射性物質除去のためのフィルタを通さない閉回路循環運転が考えられるため | |
| 39 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-40 | 評価対象施設等のうち、ディーゼル発電機機関、ディーゼル発電機吸気消音器、ディーゼル発電機排気消音器及び排気管、換気空調設備(外気取入口)について、換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)を評価する対象とした。 | |
| 40 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-48 | 同上 | |
| 41 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-個1-1 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:降下火砕物の構造物への付着や堆積による… 新:降下火砕物の構造物への付着や堆積による… | |
| 42 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-個1-1 | 同上(女川2号炉の欄も同様) | |
| 43 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-個2-4,5 | 追而としていた海水ポンプの換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響(閉塞・摩耗)について降下火砕物の粒径を除き記載を追加した。 また、循環水ポンプ建屋の外気取入口の図を追加した。 | |
| 44 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-個2-8,9 | 同上 | |
| 45 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-個5-3 | 図1「補助建屋給気ガラリ外気取入口イメージ図」の図中にある防雪ネットについて、資料間で統一するため名称を変更し、また、集塵効果を期待していないことから名称に括弧を追加した。(下線部参照) 旧:除雪ネット 新:(防雪ネット) | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------|--|----|
| 46 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-個5-2 | 同上 | |
| 47 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-個5-5 | 換気空調設備(外気取入口)に係る影響評価にて平型フィルタの図を追加した。 | |
| 48 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-個5-3,4 | 同上 | |
| 49 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-個5-6 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 酸素消費量 0.066m ³ /h・人(「空気調和・衛生工学便覧」の歩行(中等作業相当)での酸素消費量) 新: 二酸化炭素排出量 0.046m ³ /h・人(「空気調和・衛生工学便覧」の中等作業での二酸化炭素排出量) | |
| 50 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-個5-6 | 同上 | |
| 51 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-個10-1 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 降下火砕物による主蒸気安全弁排気管への影響については以下のとおり評価する 新: 降下火砕物による主蒸気安全弁排気管への影響について以下のとおり評価する | |
| 52 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-個10-1 | 同上 | |
| 53 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-補1-6~8 | 大飯、女川の表1原子力発電所の火山影響評価ガイドと降下火砕物(火山灰)に対する設備影響の評価の整合性に関して「6.1降下火砕物」以降を追加した。 | |
| 54 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-補4-2 | 表1 降下火砕物による化学的影響(腐食)に対する影響対策(1/2)内にある以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: プロテクター蓋 新: 鋼製蓋 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------------------------|---|----|
| 55 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-補5-1,2 6条火山-別1-補27-1 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:非常用ディーゼル発電機 新:ディーゼル発電機 | |
| 56 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-補5-1,2 6火山-別1-補27-1 | 同上 | |
| 57 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-補8-2 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:エポキシ樹脂系およびシリコン系 新:エポキシ樹脂系及びシリコン系 | |
| 58 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-補8-2 | 同上 | |
| 59 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-補16-1 | 以下の不要な記載を削除した。(下線部参照) 旧:…想定される降下火砕物か が 降灰継続時間(24時間)… 新:…想定される降下火砕物が降灰継続時間(24時間)… | |
| 60 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-補16-1 | 同上 | |
| 61 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-補18-3 | 図2燃料補給ルート の 図面を差し替えた。 | |
| 62 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-補22-1 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:制御用圧縮空気設備 新:制御用空気圧縮設備 | |
| 63 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-補22-1 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------------|--|----|
| 64 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-補22-2, 3, 4 | 表1原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する防護対象について、表中の赤枠の表示方法を修正した。(赤枠範囲は変更なし) | |
| 65 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-補27-2 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 火山灰 新: 降下火砕物 | |
| 66 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-補27-1 | 同上 | |
| 67 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-補28-1 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 必要に応じてタッチアップ等の対応が可能である。 新: 必要に応じて塗替塗装等の対応が可能である。 | |
| 68 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-補28-1 | 同上 | |
| 69 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V r.6.0) | 6条火山-別1-補30-1 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 泊3号機 新: 泊3号炉 | |
| 70 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) (DB064V-9 r.6.0) | 6火山-別1-補30-1 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 (DB07 r. 7. 0) | 全般 | 「技術的能力説明資料」を「運用, 手順説明資料」に修正した。（DB条文における「技術的能力」の記載を「運用, 手順」に統一し, 体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った） | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第10条 誤操作の防止

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r.10.0) | 全般 | 「技術的能力説明資料」を「運用、手順説明資料」に修正した。(DB条文における「技術的能力」の記載を「運用、手順」に統一し、体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った) | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.9.0) | 全般 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r.10.0) | 10条-9 | 以下のように項目番号を修正した。 (旧) 6.10.1.3 (新) 6.10.1.4 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.9.0) | 10-18 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r.10.0) | 10条-9~11, 13, 14 | DB26条まとめ資料の記載を反映した。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.9.0) | 10-16, 17, 19~21, 24~26 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r.10.0) | 10条-10 | 中央制御盤の記載について、高浜1/2号炉及び美浜3号炉を参照し記載を適正化した。(主盤での運転監視操作可能な設備を具体的に記載し、その他の記載表現についてもできる限り合わせた。) | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.9.0) | 10-18 | 同上 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r.10.0) | 別添全般 | 用語統一のため以下の修正を行った。 (旧) および、ならびに、または、もしくは (新) 及び、並びに、又は、若しくは | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.9.0) | 別添全般 | 同上 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r.10.0) | 別添全般 | 用語統一のため、英数字の半角/全角を統一した。 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.9.0) | 別添全般 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|----------------------|--|----|
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r. 10.0) | 10条-別添1-13 | 以下の誤記を修正した。 (旧) 「、」 (新) 「,」 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 9.0) | 10-35 | 同上 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r. 10.0) | 10条-別添1-16 | 照明の配置図(図2.4.4)の凡例に作業用照明の記載を追加するとともに、照明設備の仕様において作業用照明照度はディーゼル発電機からの給電であること、無停電運転保安灯照度は内蔵蓄電池からの給電であることが分かるようにした。 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 9.0) | 10-41 | 同上 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r. 10.0) | 10条-別添1-94 | 以下の誤記を修正した。 (旧) 「、及び」 (新) 「及び」 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r. 9.0) | 10-147 とりまとめた資料-2 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第11条 安全避難通路等

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第11条 安全避難通路等（DB11 r.9.0） | 目次 | 「技術的能力説明資料」を「運用、手順説明資料」に修正した（DB条文における「技術的能力」の記載を「運用、手順」に統一し、体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った）ことから、以下を削除しました。 （旧）3.別紙 （新）削除。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第11条 安全避難通路等（DB11 r.9.0） | 目次 | 「技術的能力説明資料」を「運用、手順説明資料」に修正した。（DB条文における「技術的能力」の記載を「運用、手順」に統一し、体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った。）（下線部参照） （旧）4.技術的能力説明資料（別添資料1）安全避難通路等 （新）3.運用、手順説明資料 別添1 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 安全避難通路等 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第11条 安全避難通路等（DB11 r.9.0） | 11条-1 | 「技術的能力説明資料」を「運用、手順説明資料」に修正した。（DB条文における「技術的能力」の記載を「運用、手順」に統一し、体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った。）（下線部参照） （旧）4.において、追加要求事項に適合するための <u>技術的能力（手順等）</u> を抽出し、 （新）3.において、追加要求事項に適合するための <u>運用、手順等</u> を抽出し、 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第11条 安全避難通路等（DB11 r.9.0） | 別添1 表紙 | 「技術的能力説明資料」を「運用、手順説明資料」に修正した。（DB条文における「技術的能力」の記載を「運用、手順」に統一し、体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った。）（下線部参照） （旧）別添資料1 技術的能力説明資料 （新）別添1 運用、手順説明資料 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第11条 安全避難通路等（DB11 r.9.0） | 11条-別添1-1 11条-別添1-2 | 「技術的能力説明資料」を「運用、手順説明資料」に修正した。（DB条文における「技術的能力」の記載を「運用、手順」に統一し、体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った。）（下線部参照） （旧）11-別添-1 （新）11条-別添1-1 （旧）11-別添-2 （新）11条-別添1-2 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第11条 安全避難通路等（DB11 r.9.0） | 11条-4 | 運転保安灯及び無停電運転保安灯については、中央制御室外原子炉停止盤室以外にも表2.1-1表に示す場所を含むとし、無停電運転保安灯についても記載した以外にもアクセスルートや緊急時対策所などに設置することから、記載の体裁を行った。（下線部参照） （旧）運転保安灯及び無停電運転保安灯は、・・・中央制御室外原子炉停止盤室に設置する。 （新）運転保安灯及び無停電運転保安灯は、・・・中央制御室外原子炉停止盤室等に設置する。 （旧）無停電運転保安灯は、・・・中央制御室、安全補機開閉器室、主蒸気管室及びディーゼル発電機室に設置する。 （新）無停電運転保安灯は、・・・中央制御室及び安全補機開閉器室等に設置する。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-----------------|---|----|
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第11条 安全避難通路等 (DB11 r.9.0) | 11条-7 11条-20 | 誤記訂正。(下線部参照) (旧) 災害対策本部要員及び災害対策要員・・・ (新) 発電所災害対策本部要員及び発電所災害対策要員・・・ | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r.9.0) | 11-1 | 「技術的能力説明資料」を「運用, 手順説明資料」に修正した。(DB条文における「技術的能力」の記載を「運用, 手順」に統一し, 体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った。) ことから, 以下を削除しました。 (旧) 3. 別紙 (新) 削除。 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r.9.0) | 11-1 | 「技術的能力説明資料」を「運用, 手順説明資料」に修正した。(DB条文における「技術的能力」の記載を「運用, 手順」に統一し, 体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った。)(下線部参照) (旧) 4. 技術的能力説明資料(別添資料1) 安全避難通路等 (新) 3. 運用, 手順説明資料 別添1 泊発電所3号炉 運用, 手順説明資料 安全避難通路等 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r.9.0) | 11-2 | 「技術的能力説明資料」を「運用, 手順説明資料」に修正した。(DB条文における「技術的能力」の記載を「運用, 手順」に統一し, 体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った。)(下線部参照) (旧) 4. において, 追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を抽出し, (新) 3. において, 追加要求事項に適合するための運用, 手順等を抽出し, | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r.9.0) | 11-82 | 「技術的能力説明資料」を「運用, 手順説明資料」に修正した。(DB条文における「技術的能力」の記載を「運用, 手順」に統一し, 体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った。)(下線部参照) (旧) 別添資料1 技術的能力説明資料 (新) 別添1 運用, 手順説明資料 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r.9.0) | 11-83 11-84 | 「技術的能力説明資料」を「運用, 手順説明資料」に修正した。(DB条文における「技術的能力」の記載を「運用, 手順」に統一し, 体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った。)(下線部参照) (旧) 11-別添-1 (新) 11条-別添1-1 (旧) 11-別添-2 (新) 11条-別添1-2 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第11条 安全避難通路等 (DB11-9 r.9.0) | 11-7 | 運転保安灯及び無停電運転保安灯については, 中央制御室外原子炉停止盤室以外にも表2.1-1表に示す場所を含むとし, 無停電運転保安灯についても記載した以外にもアクセスルートや緊急時対策所などに設置することから, 記載の体裁を行った。(下線部参照) (旧) 運転保安灯及び無停電運転保安灯は, ……中央制御室外原子炉停止盤室に設置する。 (新) 運転保安灯及び無停電運転保安灯は, ……中央制御室外原子炉停止盤室等に設置する。 (旧) 無停電運転保安灯は, ……中央制御室, 安全補機開閉器室, 主蒸気管室及びディーゼル発電機室に設置する。 (新) 無停電運転保安灯は, ……中央制御室及び安全補機開閉器室等に設置する。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---------------------------------------|---|----|
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第11条 安全避難通路等（DB11-9 r.9.0） | とりまとめた資料-3 11-10 11-40 11-84 | 誤記訂正。（下線部参照） （旧）災害対策本部要員及び災害対策要員・・・ （新）発電所災害対策本部要員及び発電所災害対策要員・・・ | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第11条 安全避難通路等（DB11-9 r.9.0） | 11-39 | 記載を適正化しました。 （旧）配置図名称に比較対象箇所として赤枠で示していたが、わかりづらいことから配置図全体に赤枠を変更 （新）反映 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第12条 安全施設

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | とりまとめた資料-3 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…ドライウェル側の徐熱を考慮せず… 正:…ドライウェル側の徐熱を考慮せず… | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | とりまとめた資料-3 | 図内の「格納容器スプレイング」を「スプレイング」に修正した。 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 全般 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:重要度分類指針 新:重要度分類審査指針 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 同上 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 目次 | 「3. 別添」を「3. 運用, 手順説明資料」に修正した。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-3 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-3 | 相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:【大飯】 正:【大飯】 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-2~12条-4 | 設置許可基準規則及び技術基準規則を記載している箇所の「, 」を「、」に修正した。 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-6~12-8 | 同上 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-5 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:換気空調設備のうち中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部 正:換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統のダクトの一部及びフィルタユニット | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-10 | 同上 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-5 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:原子炉格納容器スプレ設備の格納容器スプレ配管及びスプレイング 正:原子炉格納容器スプレ設備のスプレイング | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-10 | 同上 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-11 | 相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…号機間で共用… 正:…号炉間で共用… | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-------|--|----|
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-12 | 記載の参考としている女川の液体窒素蒸発装置についての記載(12-14ページ)を本ページに再掲した。 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-7 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…1号及び2号炉に設置しているベイヤ, 雑固体焼却設備及び固体廃棄物貯蔵庫は, … 新:…ベイヤ, 雑固体焼却設備及び固体廃棄物貯蔵庫は, … | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-13 | 同上 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-7 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:火災防護設備のうち, 1号及び2号炉に設置している電動消火ポンプ, エンジン消火ポンプ及びろ過水タンクは, … 新:火災防護設備のうち, 消火設備(電動消火ポンプ, エンジン消火ポンプ, ろ過水タンク)は, … | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-15 | 同上 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-7 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…給水処理設備連絡ラインは, 1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが, 接続する設備の設計圧力等は同じとし, 連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては, 連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで, 相互接続により… …消火設備連絡ラインは, 1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが, 接続する設備の設計圧力等は同じとし, 連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては, 連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで, 相互接続により… 新:…給水処理設備連絡ラインは, 1号及び2号炉と3号炉間で相互に接続するが, 各号炉で要求される容量をそれぞれ確保するとともに, 連絡時以外においては, 号炉間の接続部の弁を施錠閉とすることにより物理的に分離し, 安全性を損なわない設計とする。連絡時においても, 各号炉にて設計する圧力に差異を生じさせず, … …消火設備連絡ラインは, 1号及び2号炉と3号炉間で相互に接続するが, 各号炉で要求される容量をそれぞれ確保するとともに, 連絡時以外においては, 号炉間の接続部の弁を施錠閉とすることにより物理的に分離し, 安全性を損なわない設計とする。連絡時においても, 各号炉にて設計する圧力に差異を生じさせず, … | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-17 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------|---|----|
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0） | 12条-7,8 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：…運転指令設備は、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、1号及び2号炉と3号炉で独立した制御装置を設置し、3号炉中央制御室から制御装置間の切り離しを行い、他の号炉へ影響を及ぼさない設計とすることで、相互接続により… 新：…運転指令設備は、1号及び2号炉と3号炉間で相互に接続するが、1号及び2号炉と3号炉で独立した制御装置を設置し、3号炉中央制御室に設置している合併分離スイッチを通常時、分離状態にすることで制御装置間の切り離しを行い、物理的に分離することで、自動で合併されることなく、1号又は2号炉の電気故障が3号炉に波及しないようにすることで、… | |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0） | 12-18 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0） | 12条-9 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤：…換気空調設備のうち中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部に… 正：…換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統のダクトの一部及びフィルタユニットに… | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0） | 12-20 | 同上 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0） | 12-24 | 相違理由の以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤：…系統を表現… 正：…系統と表現… | |
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0） | 12条-12 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤：…換気空調設備のうち中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部に… 正：…換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統のダクトの一部及びフィルタユニットに… | |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0） | 12-24 | 同上 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0） | 12条-12 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤：…ダクトについては全周破断、中央制御室非常用循環フィルタユニットについては閉塞を想定しても、… 正：…ダクトについては全周破断、フィルタユニットについては閉塞を想定しても、… | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0） | 12-24 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------|---|----|
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0) | 12条-12 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…単一設計である原子炉格納容器スプレ設備の格納容器スプレ配管については、多重化する。また、単一設計とするスプレリング… 正:…単一設計とするスプレリング… | |
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-25 | 同上 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0) | 12条-12 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:長期間にわたって機能… 正:重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能… | |
| 34 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-25 | 同上 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0) | 12条-12 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…換気空調設備のうち中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部に… 正:…換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統のダクトの一部及びフィルタユニットに… | |
| 36 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-26 | 同上 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-30 | 記載の参考としている女川の液体窒素蒸発装置についての記載(12-31ページ)を本ページに再掲した。 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0) | 12条-16 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…1号及び2号炉に設置しているベイラ、雑固体焼却設備及び固体廃棄物貯蔵庫は、… 新:…ベイラ、雑固体焼却設備及び固体廃棄物貯蔵庫は、… | |
| 39 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-30 | 同上 | |
| 40 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0) | 12条-16 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:火災防護設備のうち、1号及び2号炉に設置している電動消火ポンプ、エンジン消火ポンプ及びろ過水タンクは、… 新:火災防護設備のうち、消火設備(電動消火ポンプ、エンジン消火ポンプ、ろ過水タンク)は、… | |
| 41 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-32 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|----------|--|----|
| 42 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0） | 12条-16 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：…給水処理設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、接続する設備の設計圧力等は同じとし、連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては、連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで、相互接続により… …消火設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、接続する設備の設計圧力等は同じとし、連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては、連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで、相互接続により… 新：…給水処理設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉間で相互に接続するが、各号炉で要求される容量をそれぞれ確保するとともに、連絡時以外においては、号炉間の接続部の弁を施錠閉とすることにより物理的に分離し、安全性を損なわない設計とする。連絡時においても、各号炉にて設計する圧力に差異を生じさせず、… …消火設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉間で相互に接続するが、各号炉で要求される容量をそれぞれ確保するとともに、連絡時以外においては、号炉間の接続部の弁を施錠閉とすることにより物理的に分離し、安全性を損なわない設計とする。連絡時においても、各号炉にて設計する圧力に差異を生じさせず、… | |
| 43 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0） | 12-34,35 | 同上 | |
| 44 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0） | 12条-17 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：…運転指令設備は、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、1号及び2号炉と3号炉で独立した制御装置を設置し、3号炉中央制御室から制御装置間の切り離しを行い、他の号炉へ影響を及ぼさない設計とすることで、相互接続により… 新：…運転指令設備は、1号及び2号炉と3号炉間で相互に接続するが、1号及び2号炉と3号炉で独立した制御装置を設置し、3号炉中央制御室に設置している合併分離スイッチを通常時、分離状態にすることで制御装置間の切り離しを行い、物理的に分離することで、自動で合併されることなく、1号又は2号炉の電気故障が3号炉に波及しないようにすることで、… | |
| 45 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0） | 12-35 | 同上 | |
| 46 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0） | 12条-17 | 以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤：…中央制御室非常用循環系統のうち単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統のダクトの一部については… 正：…中央制御室非常用循環系統のうち単一設計とするダクトの一部及びフィルタユニットについては… | |
| 47 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0） | 12-36 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-----------|---|----|
| 48 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-37 | 相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…記載の通り… 正:…記載のとおり… | |
| 49 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-20 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:単一設計としていた格納容器スプレイ配管については、多重化することとする。また、単一設計とする静的機器であるスプレイングについては… 正:単一設計とする静的機器であるスプレイングについては… | |
| 50 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-40 | 同上 | |
| 51 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-40 | 伊方との相違理由を追記した。 | |
| 52 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-31 | 第2.1.1.3図内の「格納容器スプレイング」を「スプレイング」に修正した。 | |
| 53 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-54 | 同上 | |
| 54 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-56,64 | 相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…原子炉冷却材時… 正:…原子炉冷却材喪失時… | |
| 55 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-64, 65 | 相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:女川審査実績の相違 正:女川審査実績の反映 | |
| 56 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-46 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…第2.1.2.8 図の箇所をアニユラス空気浄化設備おける補修困難箇所… 正:…第2.1.2.8 図の箇所をアニユラス空気浄化設備における補修困難箇所… | |
| 57 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-70 | 同上 | |
| 58 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-72 | 相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:設備敬称の相違 正:設備名称の相違 | |
| 59 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-50 | 以下を修正した。(下線部参照) 誤:…流路上で異物となる… 正:…流路上の異物となる… | |
| 60 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-79 | 同上 | |
| 61 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-87 | 相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…評価を期待する両者を実施し、… 正:…補修を期待する両者を実施し、… | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---------------|--|----|
| 62 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-54 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: 2.1.2 (2), (3) ... 正: 2.1.2.1 (2), (3) ... | |
| 63 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-89 | 同上 | |
| 64 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-55 | 以下の記載を修正した。(下線部参照。用語統一) 旧: 通常状態では運転中及び定期点検中の何れも室内空気環境にある。 新: 通常状態では運転中及び定期点検中のいずれも室内空気環境にある。 | |
| 65 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-90 | 同上 | |
| 66 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-55 | 第2.1.3.1図内の「格納容器スプレイング」を「スプレイング」に修正した。 | |
| 67 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-90 | 同上 | |
| 68 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-57,67,68 | 以下の記載を修正した。(下線部参照, 図中の計6カ所) 旧: A(B)再循環サンブ 新: A(B)格納容器再循環サンブ | |
| 69 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-92,103,104 | 同上 | |
| 70 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-58 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: ...単一設計箇所への対応について, ... 正: ...単一設計箇所への対応について, ... | |
| 71 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-93 | 同上 | |
| 72 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-58 | 以下の記載を修正した。④※2の記載。(下線部参照) 誤: ...点検するためにポーラークレーン上に... 正: ...点検するために格納容器ポーラークレーン上に... | |
| 73 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-93 | 同上 | |
| 74 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-95 | 相違理由に以下の記載を追加した。(女川「繋がって」と泊「つながって」の相違理由として) 新: 【女川】記載表現の相違 | |
| 75 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-61 | 第2.1.3.3表内の「格納容器スプレイング」を「スプレイング」に修正した。 | |
| 76 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-95 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-----------|---|----|
| 77 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-96 | 相違理由に以下の記載を追加した。(下線部参照) 旧:【女川】設計の相違・BWR/PWRの設計の相違 新:【女川】設計の相違・BWR/PWRの設計の相違(炭素鋼とステンレス鋼の相違) | |
| 78 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-64 | 以下の記載を修正した。d.の記載。(下線部参照) 誤:…おいては、原子炉冷却材喪失事故後の再循環切替え… 正:…おいては、原子炉冷却材喪失後の再循環切替え… | |
| 79 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-99 | 同上 | |
| 80 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-65,66 | 以下の記載を修正した。(下線部参照。第2.1.3.7図と第2.1.3.4表中の計9カ所) 誤:逆止弁〇台、〇台の逆止弁 正:逆止弁〇個、〇個の逆止弁 | |
| 81 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-102 | 同上 | |
| 82 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-66 | 第2.1.3.4表内の「格納容器スプレイング」を「スプレイング」に修正した。 | |
| 83 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-102 | 同上 | |
| 84 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-107 | 相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:【大飯, 女川】設備の相違・解析結果の相違 正:【大飯, 女川】設備の相違・プラント固有の解析結果 | |
| 85 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-74 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:評価においては、再循環モードへの切替後の原子炉格納容器スプレイ流量について、… 正:評価においては、再循環モードへの切替後の格納容器スプレイ流量について、… | |
| 86 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-109 | 同上 | |
| 87 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-75 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…判断基準と同程度であり、… 正:…判断基準を下回り、… | |
| 88 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-109 | 同上 | |
| 89 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-76 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:2.1.3.1(4)のとおり、原子炉格納容器スプレイ設備の静的機器のうち、格納容器内スプレイ配管又は格納容器スプレイングにおいて、… 正:2.1.3.1(4)のとおり、原子炉格納容器スプレイ設備の静的機器のうち、格納容器スプレイ配管又はスプレイングにおいて、… | |
| 90 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-111 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|-------------|--|----|
| 91 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-76 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…想定される最も過酷な条件である完全な機能喪失となる「全周破断」を想定することとしたため、格納容器スプレイ配管を多重化することとし、管の全周破断が生じた場合のスプレイ流量確保の観点から、 <u>スプレイリングDリングヘッド</u> の… 正:…想定される最も過酷な条件である完全な機能喪失となる「全周破断」を想定することとしたため、管の全周破断が生じた場合のスプレイ流量確保の観点から、 <u>Dスプレイリングヘッド</u> の… | |
| 92 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-111 | 同上 | |
| 93 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-117 | 泊と同様にフィルタ閉塞した際に、フィルタ取替により機能復旧を図る場合の運転員の被ばく評価を行っている伊方3号炉のまとめ資料の貼り付けを行った。 | |
| 94 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-118 | 相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:泊3号機は、 正:泊3号炉は、 | |
| 95 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-87 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…最も線量率が高い非常用循環フィルタ設置エリア内の線量率は… 正:…最も線量率が高い中央制御室非常用循環フィルタユニット設置エリア内の線量率は… | |
| 96 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-126 | 同上 | |
| 97 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-134 | 相違理由の以下の記載を修正した。 誤:設備の相違 正:記載表現の相違 ・設備名称の相違 | |
| 98 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-139, 140 | 泊と同様にフィルタ閉塞した際に、フィルタ取替により機能復旧を図る場合の作業員の被ばく評価を行っている伊方3号炉のまとめ資料の貼り付けを行った。 | |
| 99 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-142 | 作業エリア内FPからの被ばくを「大気中に放出されたFPからの被ばく」に含めているのは伊方と同じ集計方法のため、大飯3/4号炉の欄に伊方3号炉の表を貼り付け、相違理由に(伊方と同様の集計方法)と記載した。 | |
| 100 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-109 | 以下の記載を削除した。(下線部参照) 誤:…でも、T.P.約13.7m に相当する水位… 正:…でも、T.P.13.7m に相当する水位… | |
| 101 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-147 | 同上 | |
| 102 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-109 | 表中の「CV」を「原子炉格納容器」に修正した。 | |
| 103 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-148 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|---------|---|----|
| 104 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-111 | 設置許可基準規則の解釈を記載している箇所の「,」を「、」に修正した。 | |
| 105 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-149 | 同上 | |
| 106 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-114 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…電動消火ポンプ ・ <u>エンジン消火ポンプ</u> ・ <u>ろ過水タンク</u> 新:…消火設備(電動消火ポンプ, エンジン消火ポンプ, <u>ろ過水タンク</u>) | |
| 107 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-153 | 同上 | |
| 108 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-116 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…電動消火ポンプ ・ <u>エンジン消火ポンプ</u> ・ <u>ろ過水タンク</u> 新:…消火設備(電動消火ポンプ, エンジン消火ポンプ, <u>ろ過水タンク</u>) | |
| 109 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-157 | 同上 | |
| 110 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-118 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…電動消火ポンプ ・ <u>エンジン消火ポンプ</u> ・ <u>ろ過水タンク</u> 新:…消火設備(電動消火ポンプ, エンジン消火ポンプ, <u>ろ過水タンク</u>) | |
| 111 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-159 | 同上 | |
| 112 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-120 | 第2.2.2.3表内の給水処理設備連絡ラインと消火設備連絡ラインの以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:接続する設備の設計圧力等は同じとし, 連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては, 連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで, 相互接続により… 新:各号炉で要求される容量をそれぞれ確保するとともに, 連絡時以外においては, 号炉間の接続部の弁を施錠閉とすることにより, 安全性を損なうことはない。連絡時においても, 各号炉にて設計する圧力に差異はないことから, … | |
| 113 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-166 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|---------------|---|----|
| 114 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-120 | 第2.2.2.3表内の運転指令設備の以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…3号炉中央制御室から制御装置間の切り離しを行い、他の号炉へ影響を及ぼさない設計とすることで、相互接続により… 新:…3号炉中央制御室に設置している合併分離スイッチを通常時、分離状態にすることで制御装置間の切り離しを行い、物理的に分離することで、自動で合併されることなく、1号又は2号炉の電気故障が3号炉に波及しないことから、… | |
| 115 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-166 | 同上 | |
| 116 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-120 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:2.2.2.3 共用設備の見直し 正:2.2.3 共用設備の見直し | |
| 117 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-167 | 同上 | |
| 118 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-167 | 相違理由に以下の記載を赤字で追加した。 【女川】 設計方針の相違 ・女川に共用を取り止める設備はない | |
| 119 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-1-2 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:B(女川原子力発電所2号炉の欄の青枠) 正:A | |
| 120 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-1-5 | 女川2号炉の赤枠の範囲を「圧縮空気供給機能」を含まないよう適正化した。 | |
| 121 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-1-11 | 女川2号炉の赤枠の相違理由の番号を訂正した。(下線部参照) 誤:② 正:① | |
| 122 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-1-13 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:C(女川原子力発電所2号炉の欄の青枠及び相違理由) 正:D | |
| 123 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-1-12 | 重要度分類審査指針に規定されている機能ではないが、タービン保安装置及び主蒸気止め弁(閉機能)をMS-3として整理したことがわかるよう表中に記載した。 | |
| 124 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-1-13 | 同上 | |
| 125 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-2-1~7 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:重要度が特に高い安全機能 新:重要度の特に高い安全機能 旧:安全機能(設置許可基準第12条記載) 新:重要度の特に高い安全機能 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|--------------|--|----|
| 126 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-2-2~7 | 同上 | |
| 127 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-2-94 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:設置許可基準規則第八条(火災による損傷の防止に基づく区分分離) 新:設置許可基準規則第八条(火災による損傷の防止)に基づく区分分離 | |
| 128 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-3-5 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:(MS-3,タービントリップ機能) 新:(MS-3,タービントリップ機能) | |
| 129 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-4-1 | 相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…別紙1-2「重要度が特に高い…」 正:…別紙1-2「重要度の特に高い…」 | |
| 130 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-4-4 | 地滑り及びダム崩壊に関する設計上の考慮について、第六条の記載を反映し記載を適正化した。 | |
| 131 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-4-6 | 同上 | |
| 132 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-5-1 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…当該1年間の気象データが長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討をF分布検定により実施した。 新:…当該1年間の気象データが異常か否かの検討をF分布検定により実施した。 | |
| 133 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-5-1 | 同上 | |
| 134 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-5-1 | 以下の記載を修正した。(下線部参照,同様の修正を2箇所実施) 旧:…棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。 新:…棄却数が少なく検定年の気象は統計年の気象と比べて異常ではなかったと判断した。 | |
| 135 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-5-2 | 同上 | |
| 136 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-5-8 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…至近の気象データを用いた検定についても行った。 新:…至近の気象データを用いた検定についても参考として行った。 | |
| 137 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-5-10 | 同上 | |
| 138 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-5-8 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…0項目であったことから、棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。 新:…0項目であった。 | |
| 139 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-5-10 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|--------------------|--|----|
| 140 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0) | 12条-別紙1-6-2 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: … に対し上記の通り0.005~0.04MPa 程度であり, … 正: … に対し上記のとおり0.005~0.04MPa 程度であり, … | |
| 141 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-別紙1-6-2 | 同上 | |
| 142 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0) | 12条-別紙1-6-2 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: … 以下の通り本タンクに求められる… 正: … 以下のとおり本タンクに求められる… | |
| 143 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-別紙1-6-2 | 同上 | |
| 144 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-別紙1-7-2,3 | 参考とした伊方3号炉まとめ資料の当該ページを取り込みました。 | |
| 145 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0) | 12条-別紙1-7-3 | 以下の記載を修正した。(表1の「件名」欄のプラント名称2カ所。下線部参照) 旧: (日本原子力発電敦賀1号) (中国電力島根2号) 新: (日本原子力発電敦賀1号炉) (中国電力島根2号炉) | |
| 146 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-別紙1-7-3 | 同上 | |
| 147 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-別紙1-8-1,2,3 | 参考とした伊方3号炉まとめ資料の当該ページを取り込みました。 | |
| 148 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0) | 12条-別紙1-9-3 | 図2で腐食量10年0.2mmを示す線を修正。曲線の説明として、(対数として表記)を追記。 | |
| 149 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-別紙1-9-4 | 同上 | |
| 150 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0) | 12条-別紙1-10-1,2,5,6 | 以下の記載を修正した。(下線部参照, 図中の計12カ所) 旧: A(B)再循環サンブ 新: A(B)格納容器再循環サンブ | |
| 151 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-別紙1-10-1,2,5,6 | 同上 | |
| 152 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0) | 12条-別紙1-10-3 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: …, 健全側のスプレイポンプによりDスプレイリングからのスプレイ水は確保できる。 新: …, 健全側の格納容器スプレイポンプによりDスプレイリングからのスプレイ水は確保できる。 | |
| 153 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0) | 12-別紙1-10-3 | 同上 | |
| 154 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0) | 12条-別紙1-11-1 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: また, 当該スプレイ系統は, … 新: また, 当該格納容器スプレイ系統は, … | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|---------------|--|----|
| 155 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-11-1 | 同上 | |
| 156 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-11-10 | 相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: 前述からの結果の通り… 正: 前述からの結果のとおり… | |
| 157 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-12-2 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: …, 現行の安全解析における最高圧力約0.241MPa[gage]を下回ることを確認した。 新: …, 現行の安全解析における最高圧力約0.241MPa[gage]を上回らないことを確認した。 | |
| 158 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-12-2 | 同上 | |
| 159 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-12-5 | 以下の記載を修正した。(表中の時刻。下線部参照) 旧: 約 1 5 1 0 新: 約 1, 5 1 0 | |
| 160 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-12-5 | 同上 | |
| 161 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-12-8 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 解析コード欄 SATAN-IV 新: 解析コード欄 SATAN-VI | |
| 162 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-12-8 | 同上 | |
| 163 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-12-10 | 以下の記載を修正した。(3) d.の記載。(下線部参照) 誤: …を変更したことにより, 原子炉冷却材喪失事故時の… 正: …を変更したことにより, 原子炉冷却材喪失時の… | |
| 164 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-12-10 | 同上 | |
| 165 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-12-10 | 以下の記載を修正した。(3) e.の記載。(下線部参照) 誤: 影響評価については, 原子炉冷却材喪失事故時の… 正: 影響評価については, 原子炉冷却材喪失時の… | |
| 166 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-12-10 | 同上 | |
| 167 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-12-11 | 相違理由の以下の記載(緑字)を削除する。合わせて比較表の緑枠も削除した。 (大飯と同じため) 【大飯】 記載表現の差異 ・評価過程は同等である。 | |
| 168 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-12-17 | 以下の記載を修正した。(4) b.の記載。(下線部参照) 誤: …を変更したことにより原子炉冷却材喪失事故時の… 正: …を変更したことにより原子炉冷却材喪失時の… | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|---------------|--|----|
| 169 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-12-16 | 同上 | |
| 170 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-12-19 | 相違理由欄に、「(スカイシャイン線について)伊方3号と同様」と記載したので、伊方3号炉まとめ資料の当該ページを参考に取り込みました。 | |
| 171 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-12-29 | 相違理由の以下の記載(赤字)を削除する。合わせて比較表の赤字も削除した。 (大飯と同じため) 【大飯】設計の相違 ・評価内容は同一であり、解析結果の数値がプラント固有のもので相違している。 | |
| 172 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-12-27 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:「可燃性ガスの発生」解析は、原子炉冷却材喪失事故時の… 正:「可燃性ガスの発生」解析は、原子炉冷却材喪失時の… | |
| 173 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-12-30 | 同上 | |
| 174 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-14全て | 以下の記載を修正した。比較表の発電所名の欄。(下線部参照) 誤:伊方原子力発電所3号炉 正:伊方発電所3号炉 | |
| 175 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-14-2 | 基本設計方針の修正に合わせ、以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…動的機器の単一故障を仮定した場合と同等の安全機能を達成できるよう、格納容器スプレイ配管を多重化した上で、逆止弁を設置する旨を記載する。 新:…動的機器の単一故障を仮定した場合と同等の安全機能を達成できるよう、逆止弁を設置する旨を記載する。 | |
| 176 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-14-2 | 同上 | |
| 177 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-14-2 | 相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…本資料13pに記載の通り既許可… 正:…本資料13pに記載のとおり既許可… | |
| 178 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-14-3 | 基本設計方針の修正に合わせ、以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:・原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイ配管及びスプレイリング 新:・原子炉格納容器スプレイ設備のスプレイリング | |
| 179 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-14-3 | 同上 | |
| 180 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-14-4 | 基本設計方針の修正に合わせ、以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…、 <u>単一設計である原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイ配管</u> については、 <u>多重化する</u> 。また、 <u>単一設計とするスプレイリング</u> については、… 新:…、 <u>単一設計とするスプレイリング</u> については、… | |
| 181 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-14-4 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|--------------|--|----|
| 182 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙1-14-5 | 基本設計方針の修正に合わせ、以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧：単一設計としていた格納容器スプレイ配管については、多重化することとする。また、単一設計とする静的機器であるスプレイングについては、… 新：単一設計とする静的機器であるスプレイングについては、… | |
| 183 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-14-5 | 同上 | |
| 184 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙1-14-7 | 比較表中の赤枠の大きさを修正(表の半分→全体)した。 | |
| 185 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別紙2-2-4 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧：(6)電動消火ポンプ、エンジン消火ポンプ、ろ過水タンク、消火設備連絡ライン 新：(6)消火設備、消火設備連絡ライン | |
| 186 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別紙2-2-9 | 同上 | |
| 187 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別添1-1 | ・原子炉格納容器スプレイ設備で単一設計箇所となっている箇所を明確化した。 ・女川審査実績を踏まえ、【運用、手順との関係】を追記した。 ・設置許可基準規則を記載している箇所の以外の「、」を「,」に修正した。 | |
| 188 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別添1-2 | 同上 | |
| 189 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0) | 12条-別添1-1 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧：…静的機器の単一系統(単一設計)でえあり… 新：…静的機器の単一系統(単一設計)であり… 旧：24時間以上もしくは運転モード切替以降 新：24時間以上若しくは運転モード切替以降 旧：アニュラス空気浄化系統ダクトの一部 新：アニュラス空気浄化設備のダクトの一部 旧：事故時に二次冷却材をサンプリングする設備 新：事故時に1次冷却材をサンプリングする設備 旧：ダクトもしくはフィルタユニットの修復 新：ダクト及びフィルタユニットの修復 | |
| 190 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別添1-2 | 同上 | |
| 191 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0) | 12-別添1-3 | 「差異の説明」を「相違理由」に修正した。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|-----------|---|----|
| 192 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0） | 12条-別添1-2 | 以下の記載を修正した。 旧：事故時に二次冷却材をサンプリングする設備 新：事故時に1次冷却材をサンプリングする設備 | |
| 193 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0） | 12-別添1-3 | 同上 | |
| 194 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0） | 12条-別添1-2 | ・表の名称を、「技術的能力にかかる運用対策など（設計基準）から「表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）」に修正した。 ・原子炉格納容器スプレイ設備で単一設計箇所となっている箇所を明確化した。 | |
| 195 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0） | 12-別添1-3 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r.10.0) | 全般 | 「技術的能力説明資料」を「運用,手順説明資料」に修正した。(DB条文における「技術的能力」の記載を「運用,手順」に統一し,体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った) | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r.8.0) | 全般 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r.10.0) | 全般 | 「全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの時間」について,技術的能力1.14の記載 [*] を踏まえて修正した。(下線部参照) (旧)約25分 (新)約55分 ※「給電操作に要する時間約45分」と「状況判断に要する時間約10分」を加え約55分とした。 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r.8.0) | 全般 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r.10.0) | 14条-7 | 計測制御用電源設備の電源供給可能時間を「約1時間」から「約8時間 [*] 」に修正した。 ※発電用原子炉の冷却状態及び原子炉格納容器の健全性の監視に必要な電源を計測制御用電源から給電しているため計装用インバータに給電する直流電源と同様に8時間と記載した。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r.8.0) | 14-12 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r.10.0) | 14条-14, 18 | 「計装用インバータ(無停電電源装置)」の括弧を全角に修正した。 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r.8.0) | 14-19, 23 | 同上 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r.10.0) | 14条-18, 68 | 系統の範囲を示す色塗り箇所の誤記を修正した。 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r.8.0) | 14-23, 79 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------------------|--|----|
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14 r.10.0） | 14条-24, 41, 43, 48, 51 | 使用済燃料ピット水位（AM用），使用済燃料ピット温度（AM用），格納容器圧力（AM用）の「AM」を半角に統一した。 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14-9 r.8.0） | 14-29, 47, 49, 54, 58 | 同上 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14 r.10.0） | 14条-25～39 | 第2.2.1表について，以下の修正を行った。 ・英数字の全角／半角を修正 ・41条，54条の「条文」「内容」「追加要求事項の有無」欄の重複行を解消 ・凡例の「トレンA」「トレンB」を「A系」「B系」に修正 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14-9 r.8.0） | 14-30～44 | 同上 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14 r.10.0） | 14条-39 | 使用済燃料ピット水位（AM／可搬型）を使用済燃料ピット水位（AM用）と使用済燃料ピット水位（可搬型）に分けて記載した。また以下の脱字を修正した。（下線部参照） （旧）使用済燃料ピット水位（AM） （新）使用済燃料ピット水位（AM用） | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14-9 r.8.0） | 14-45 | 同上 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14 r.10.0） | 14条-5, 45, 46, 55, 60 | 5.11.3.4 給水設備，第2.2.1図，第2.3.1表，第2.5.1表，参考資料2について，数字の全角／半角を修正した。 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14-9 r.8.0） | 14-8, 51, 52, 67, 71 | 同上 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14 r.10.0） | 14条-46 | 参照先の資料名称を修正した。 （旧）2.2.1.1.3「非常用電源設備の配置」 （新）2.3.1.1「多重性又は多様性及び独立性」 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14-9 r.8.0） | 14-52 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-----------------------------|---|----|
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14 r.10.0） | 14条-48～54, 57～60 | 蓄電池から直流電源を供給する設備の設計進捗を反映し、以下資料の蓄電池容量計算に関する内容を最新化した。 2.4.1.2 A蓄電池の容量 2.4.1.3 B蓄電池の容量 2.4.1.4 まとめ 参考資料1 蓄電池の容量算出方法 2. 計算例（B蓄電池） 参考資料2 蓄電池の容量換算時間K値一覧 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14-9 r.8.0） | 14-54, 55, 57～60, 66, 68～71 | 同上 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14 r.10.0） | 全般 | 設備設計の進捗を反映した蓄電池容量計算の結果により、後備蓄電池の接続時間をA系：17時間、B系：13時間に変更した。 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14-9 r.8.0） | 全般 | 同上 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14 r.10.0） | 14条-48, 51 | 用語統一のため以下の修正を行った。 （旧）切り離し （新）切離し | |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14-9 r.8.0） | 14-54, 58 | 同上 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14 r.10.0） | 14条-55 | 図表番号の記載統一のため以下の修正を行った。 （旧）表2.5.1 （新）第2.5.1表 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14-9 r.8.0） | 14-67 | 同上 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14 r.10.0） | 14条-65～68 | 参考資料6及び参考資料7について、技術的能力1.14の記載を踏まえ、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から電源供給を行うための手順並びに操作時間を修正した。 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14-9 r.8.0） | 14-76～79 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-5 16条-別添1-9 16条-別添1-14～16 16条-別添1-32～35 16条-別添1-69 16条-別添1-72～74 16条-別添4-3～5 | 燃料取扱棟（天井、梁、柱、壁）について注釈を追記し建屋内装材は含まれないことを明確化しました。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-14 | 以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）※各項目の詳細は表3.2.1を参照 （新）※ <u>1</u> ：各項目の詳細は表3.2.1を参照 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-16 | 以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）また、燃料取扱棟の鉄骨部については、T.P.33.1mより上部の鉄筋コンクリート造の壁、鉄骨造の柱及び梁等を線材、面材により立体的にモデル化した立体FEMモデルを作成し、基準地震動に対する発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。 （新）また、燃料取扱棟については、 <u>下層部の鉄筋コンクリート造の壁並びに上層部の鉄骨造の柱及び梁等を線材、面材により立体的にモデル化した立体FEMモデルを作成し、基準地震動に対する評価を行い、鉄骨部において発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。</u> | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-18～19 16条-別添1-79 | 図5.2.3および補足説明資料13の図1に燃料取扱棟概略図に壁四面分の図を追加し、建屋内装材の位置を示しました。 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-34 16条-別添1-41 16条-別添1-72 16条-別添4-3 | トラックアクセスエリアの建屋内装材に関しては、設置状況により検討不要の分類としました。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-34 | 以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）※1 空調ダクトについては、落下形態によっては落下エネルギーが大きくなる可能性もあることから、基準地震動を用いた耐震評価を行い、必要に応じ補強を行う等の落下防止措置を施す。 （新）※2 空調ダクトについては、 <u>落下形態によっては落下エネルギーが大きくなる可能性もあることから、基準地震動に対して使用済燃料ピットへの落下を防止する設計とする。</u> | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-34 | 以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）※2 （新）※ <u>3</u> | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|--|----|
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-72 | 以下の脱字を修正しました。（下線部参照） （旧）330 （新）330 <u>※</u> 6 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-79 | 以下の記載を追記しました。 （旧）なし （新）1. 燃料取扱棟上層部の建屋内装材設置位置について | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-79 | 以下の記載を追記しました。（下線部参照） （旧）建屋内装材は、けい酸カルシウム板とグラスウールで構成されている。 （新）建屋内装材は、 <u>燃料取扱棟の上層部に取り付けられており</u> けい酸カルシウム板とグラスウールで構成されている。 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-79 | 以下の図を追記しました。 （旧）なし （新）図1 建屋内装材設置位置 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-80 | 以下の記載を追記しました。 （旧）なし （新）2. 建屋内装材の落下エネルギーについて | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-80 | 以下の記載を追記しました。（下線部参照） （旧）建屋内装材は柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、 （新）建屋内装材は <u>ビス止めであり</u> 柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-80 | 以下の記載を追記しました。 （旧）なし （新）（図2参照） | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-80 | 以下の記載を追記しました。 （旧）なし （新）また、建屋内装材はT.P.47.6m以上に設置されているが、落下については最も高い位置（T.P.55.0m）から使用済燃料ピットに落ちると想定し保守的に35mを落下高さとした。 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-80 | 以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）高さ（35m:上層部天井～使用済燃料ピット底部） （新） <u>落下高さ</u> （35m） | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|--|----|
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-80 | 補足説明資料1 3の図2について取付状況を示す図を追記しました。 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-80 | 以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）図1 建屋内装材概略図 （新）図2 建屋内装材取付状況 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 9.0） | 16条-別添1-80 | 以下を記載を修正しました。 （旧）「、」 （新）「，」 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 8.0） | 16-63 16-67 16-74～76 16-105, 106 16-142 16-144, 145 16-194～196 | 燃料取扱棟（天井，梁，柱，壁）について注釈を追記し建屋内装材は含まれないことを明確化しました。 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 8.0） | 16-63 16-67 16-74～76 16-105, 106 16-142 16-144, 145 16-194～196 | 以下の相違理由を追記しました。 （旧）なし （新）・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 8.0） | 16-74 | 以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）※各項目の詳細は表3.2.1を参照 （新）※1:各項目の詳細は表3.2.1を参照 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 8.0） | 16-76 | 以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）また，燃料取扱棟の鉄骨部については，T.P.33.1mより上部の鉄筋コンクリート造の壁，鉄骨造の柱及び梁等を線材，面材により立体的にモデル化した立体FEMモデルを作成し，基準地震動に対する発生応力が終局耐力を超えず，使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。 （新）また，燃料取扱棟については， <u>下層部の鉄筋コンクリート造の壁並びに上層部の鉄骨造の柱及び梁等を線材，面材により立体的にモデル化した立体FEMモデルを作成し，基準地震動に対する評価を行い，鉄骨部において発生応力が終局耐力を超えず，使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。</u> | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------------------------------------|--|----|
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8.0) | 16-80 16-149 | 図5.2.3および補足説明資料13の図1に燃料取扱棟概略図に壁四面分の図を追加し、建屋内装材の位置を示しました。 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8.0) | 16-105 16-112 16-144 16-194 | トラックアクセスエリアの建屋内装材に関しては、設置状況により検討不要の分類としました。 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8.0) | 16-105 16-112 16-144 16-194 | 相違理由を追記しました。 (旧) なし (新) ■記載の適正化 ・トラックアクセスエリアの建屋内装材に関しては、設置状況により検討不要の分類とした。 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8.0) | 16-105 | 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ※1 空調ダクトについては、落下形態によっては落下エネルギーが大きくなる可能性もあることから、基準地震動を用いた耐震評価を行い、必要に応じ補強を行う等の落下防止措置を施す。 (新) ※2 空調ダクトについては、落下形態によっては落下エネルギーが大きくなる可能性もあることから、基準地震動に対して使用済燃料ピットへの落下を防止する設計とする。 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8.0) | 16-105 | 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ※2 (新) ※3 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8.0) | 16-144 | 以下の脱字を修正しました。(下線部参照) (旧) 330 (新) 330※6 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8.0) | 16-144 | 相違理由を追記しました。 (旧) なし (新) ■記載の適正化 ・誤記訂正 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8.0) | 16-149 | 以下の記載を追記しました。 (旧) なし (新) 1. 燃料取扱棟上層部の建屋内装材設置位置について | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------|--|----|
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-149 | 以下の記載を追記しました。(下線部参照) (旧) 建屋内装材は、けい酸カルシウム板とグラスウールで構成されている。 (新) 建屋内装材は、 <u>燃料取扱棟の上層部に取り付けられており</u> けい酸カルシウム板とグラスウールで構成されている。 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-149 | 以下の記載を追記しました。 (旧) なし (新) ■記載の適正化 ・建屋内装材の設置位置を明確化した。 | |
| 34 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-149 | 以下の図を追記しました。 (旧) なし (新) 図1 建屋内装材設置位置 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-150 | 以下の記載を追記しました。 (旧) なし (新) 2. 建屋内装材の落下エネルギーについて | |
| 36 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-150 | 以下の記載を追記しました。(下線部参照) (旧) 建屋内装材は柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、 (新) 建屋内装材は <u>ビス止めであり</u> 柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-150 | 相違理由を追記しました。 (旧) なし (新) ■記載の適正化 ・建屋内装材の取り付け状況に関する記載を追加した。 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-150 | 以下の記載を追記しました。 (旧) なし (新) (図2参照) | |
| 39 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-150 | 相違理由を追記しました。 (旧) なし (新) ■記載の適正化 ・建屋内装材の取り付け状況に関する図を追加した。 | |
| 40 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-150 | 以下の記載を追記しました。 (旧) なし (新) また、建屋内装材はT. P. 47.6m以上に設置されているが、落下については最も高い位置 (T. P. 55.0m) から使用済燃料ピットに落ちると想定し保守的に35mを落下高さとした。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|----------------------------------|---|----|
| 41 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-150 | 相違理由を追記しました。 (旧) なし (新) ■記載の適正化 ・落下高さの保守性に関する記載を追記した。 | |
| 42 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-150 | 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)高さ (35m:上層部天井~使用済燃料ピット底部) (新) 落下高さ (35m) | |
| 43 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-150 | 補足説明資料1 3の図2について取付状況を示す図を追記しました。 | |
| 44 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-150 | 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 図1 建屋内装材概略図 (新) 図2 建屋内装材取付状況 | |
| 45 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-150 | 以下を記載を修正しました。 (旧) 「、」 (新) 「, 」 | |
| 46 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 10. 0) | 全般 | 「技術的能力説明資料」を「運用, 手順説明資料」に修正した(DB条文における「技術的能力」の記載を「運用, 手順」に統一し, 体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った)。 | |
| 47 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 全般 | 同上 | |
| 48 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 10. 0) | 基本方針 目次 別添1~5 表紙 16条-別添5-1 | 以下を記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 別添資料 (新) 別添 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 49 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-1 16-49 16-57 16-151 16-185 16-190 16-203 16-204 別添1～5ヘッダー全般 | 同上 | |
| 50 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 10. 0) | 16条-22 | 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 柱に溶接又はボルトにて接合されており, (新) <u>主柱及び間柱に溶接又はボルトで接続された一体構造とし,</u> | |
| 51 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-30 | 同上 | |
| 52 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-30 | 相違理由を修正しました。(下線部参照) (旧) ・建屋の構造及び仕様が異なるため相違する。 (新) ・建屋の構造及び仕様が異なるため相違する。 <u>なお、大飯とは同じ構造及び仕様である。</u> | |
| 53 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-30 | 相違理由を削除しました。 (旧) ■【大飯】設備の相違 ・壁の構造が異なるため相違する。 (新) なし | |
| 54 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-30 | 相違理由を修正しました。(下線部参照) (旧) ■設備の相違 ・壁の構造及び仕様が異なるため相違する。 (新) ■設備の相違 ・女川とは壁の構造が異なり、また、大飯とは壁の取り付け方が異なるため相違する。 <u>なお、伊方3号炉とは同じ構造及び仕様である。</u> | |
| 55 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-30 | 比較表に伊方の設置許可の抜粋を掲載しました。 | |
| 56 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 10. 0) | 16条-26 16条-27 | 以下の記載を適正化しました。 (旧) 1号炉及び2号炉 (新) 1号及び2号炉 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---------------------|--|----|
| 57 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 8. 0） | 16-37 16-39 | 同上 | |
| 58 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 10. 0） | 16条-36 | 以下を記載を修正しました。（下線部参照） （旧）用語説明 （新）表2 用語説明 | |
| 59 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 8. 0） | 16-54 | 以下の記載を削除しました。（下線部参照） （旧）用語説明 （新）削除 | |
| 60 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 10. 0） | 16条-36 16条-別添4-2 | 以下の記載を適正化しました。 （旧）または （新）又は | |
| 61 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 8. 0） | 16-54 16-193 | 同上 | |
| 62 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 10. 0） | 16条-別添1-16 | 以下を記載を修正しました。（下線部参照） （旧）安全機能が保持できること（倒壊しない等）設計とする。 （新）安全機能が保持できる（倒壊しない等）設計とする。 | |
| 63 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 10. 0） | 16条-別添1-34 | 以下の記載を適正化しました。 （旧）もしくは （新）若しくは | |
| 64 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 8. 0） | 16-105 | 同上 | |
| 65 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 10. 0） | 16条-別添1-34 | 以下の記載を適正化しました。 （旧）一つ （新）1つ | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|---|----|
| 66 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-105 | 同上 | |
| 67 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-122 | 以下を記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 図2 燃料取扱棟クレーンの鳥観図 (新) 図2 燃料取扱棟クレーンの鳥瞰図 | |
| 68 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 10. 0) | 16条-別添1-71 16条-別添1-80 16条-別添2-31 | 以下の記載を適正化しました。 (旧) 恐れ (新) おそれ | |
| 69 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-143 16-150 | 同上 | |
| 70 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 10. 0) | 16条-別添1-75 | 以下の記載を適正化しました。 (旧) 関わらず (新) かかわらず | |
| 71 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-146 | 同上 | |
| 72 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 10. 0) | 16条-別添2-5 | 以下の誤記を修正しました。 (旧) 余裕をみた温度 (60℃) とする。 (新) 余裕を見た温度 (60℃) とする。 | |
| 73 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-161 | 以下の誤記を修正しました。 (旧) 測定範囲: 0~100℃ (新) 計測範囲: 0~100℃ | |
| 74 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 8. 0) | 16-191 | 以下を記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット周辺の設備等(使用済燃料ピットクレーンが移動する使用済燃料ピット周辺に配置されるもの)に係る現場確認を実施し, (新) 使用済燃料ピット周辺の設備等に係る現場確認を実施し, | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------|---|----|
| 75 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 10. 0） | 16条-別添1-75 | 以下の記載を適正化しました。 （旧）毎 （新）ごと | |
| 76 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 8. 0） | 16-146 | 同上 | |
| 77 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 8. 0） | 16-203 | 以下の記載を削除しました。（下線部参照） （旧）泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 <u>r. 4. 0</u> （新）泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ（DB17 r.9.0） | 全般 | 「技術的能力説明資料」の記載を「運用、手順説明資料」を修正するなど、社内ルールに合わせて記載を適正化した。（比較表も同様） | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ（DB17-9 r.7.0） | 17-22 | 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ」-「2.2 誤操作防止措置対象弁の運用及び管理について」の記載のついて、以下のように記載を修正しました。（下線部参照） (旧) 定期検査中の弁の管理は、従来から作業毎に保修票等より適切に管理を行っており、～ (新) 定期検査中の弁の管理は、従来から作業毎に保修票等により適切に管理を行っており、～ まとめ資料の同箇所も修正しました。（p.17条-16） | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ（DB17 r.9.0） | 17条-13, 35 | RCPB拡大範囲を示す図について、文字を大きく修正しました。 比較表の同箇所も修正しました。（p.17-18, 48） | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ（DB17 r.9.0） | 17条-41 | 「別紙4 原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される小口径配管について」-「図 原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される小口径配管」について、除外される配管の箇所を適正化した上で、見やすいように橙色としました。 比較表の同箇所も修正しました。（p.17-55） | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第24条 安全保護回路

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|----------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第24条 安全保護回路（DB24 r.9.0） | 24条-12, 39, 42 | 柏崎6/7号炉の審査実績を踏まえ、以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）固有のプログラム及び固有のプログラム言語 （新）固有のプログラム言語 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第24条 安全保護回路（DB24-9 r.9.0） | 24-14, 45, 50 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第24条 安全保護回路（DB24 r.9.0） | 24条-40, 49 | 以下規格について、開発検証時の版に記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）JIS C 61000-4-4, JIS C 61000-4-3 （新）JIS C 1000-4-4, JIS C 1000-4-3 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第24条 安全保護回路（DB24-9 r.9.0） | 24-46, 62 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第24条 安全保護回路（DB24 r.9.0） | 全般 | 「技術的能力説明資料」を「運用、手順説明資料」に修正した（DB条文における「技術的能力」の記載を「運用、手順」に統一し、体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った）。（比較表も同様） | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第26条 原子炉制御室等

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.8.0) | 26条-15 | 設置許可基準規則の条文の読点を適正化した。 「,」→「、」 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.8.0) | 26条-30 | 以下のとおり記載を適正化した。 (旧) (5) 中央制御室の居住性維持 中央制御室空調装置は、～中略～できる設計とする。 また、必要に応じて～中略～できる設計とする。 中央制御室外での火災等により～中略～できる設計とする。 (新) (5) 中央制御室の居住性維持 中央制御室空調装置は、～中略～できる設計とする。 また、必要に応じて～中略～できる設計とする。 中央制御室外の火災等により～中略～できる設計とする。 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.8.0) | 26-18 | 泊欄の酸素濃度・二酸化炭素濃度計の再掲を取り止め、女川、大飯の二酸化炭素濃度計との相違理由として、設備名称の相違である旨を追記した。 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.8.0) | 26-24 | 青字の記載を以下のとおり適正化した。 (旧) バックフィットの有毒ガスの範囲 (新) 【バックフィットの有毒ガスの範囲】 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.8.0) | 26-39 | (有毒ガス)の構文内の読点を1箇所適正化した。 「、」→「、」 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.8.0) | 26-45 | 参照先の説明資料名を区切る読点を適正化した。 「、」→「、」 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.8.0) | 26条-別添1-9 | (2) 重大事故時の想定シナリオ の法令名の読点を1箇所適正化した。 「、」→「、」 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.8.0) | 26条-別添1-63～65 | 項目記号を以下のとおり適正化した。 (旧) (a) →(a), (b) →(b), (a) →(a) | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.8.0) | 26条-別添1-77 | 表3.4-1については追而であることを明示できていなかったが、SA被ばく評価を記載したものであるため、追而の反映として表を差し替えた。 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.8.0) | 26条-別添1-87 | 便覧名のスペースを削除した。 (旧) 「空気調和・衛生工学便覧_空調設備篇」 (新) 「空気調和・衛生工学便覧空調設備篇」 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|----------------|---|----|
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 8. 0） | 26条-別添1-92 | (2) チェンジングエリア用の可搬型照明の扱い の59条解釈文の読点を適正化した。 「, 」→「、」 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 8. 0） | 26-別添1-2 | 目次の項目を以下のとおり適正化した。 (旧) 2. 2. 1 酸素濃度計・二酸化炭素濃度計の設備概要 (新) 2. 2. 1 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の設備概要 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 8. 0） | 26-別添1-12 | (2) 重大事故時の想定シナリオ のシーケンス説明文の読点を1箇所適正化した。 「、」→「, 」 また、同文書内の脱字箇所を以下のとおり適正化した。 (旧) 前略～「設置許可基準規則第37条の想定する格納容器破損モードのうち、子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）」として、～後略 (新) 前略～「設置許可基準規則第37条の想定する格納容器破損モードのうち、子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）」として、～後略 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 8. 0） | 26-別添1-106 | 表3. 4-1については追而であることを明示できていなかったが、SA被ばく評価を記載したものであるため、追而の反映として表を差し替えた。 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 8. 0） | 26-別添2-iii | SA被ばく評価の追而反映として、目次を修正した。 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 8. 0） | 26-別添2-1-1 | 以下の記載を適正化した。 (旧) 最近10年間の気象状態 (新) 1998年1月～2007年12月の気象状態 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 8. 0） | 26条-別添2-添1-2-2 | ・以下の気象検定に係る記載を適正化した。 (旧) …当該1年間の気象データが長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討… (新) …当該1年間の気象データが異常か否かの検討… (旧) …棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。 (新) …棄却数が少なく検定年の気象は統計年の気象と比べて異常ではなかったと判断した。 ・「、」を「, 」に修正した。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|----------------|--|----|
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 8. 0） | 26条-別添2-添1-2-9 | 以下の気象検定に係る記載を適正化した。 （旧）…至近の気象データを用いた検定についても行った。 （新）…至近の気象データを用いた検定についても参考として行った。 （旧）…標高20mの観測データについては0項目であったことから、 <u>棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。</u> （新）…標高20mの観測データについては0項目であった。 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 8. 0） | 26-別添2-3 | SA被ばく評価の追而反映として、目次を修正した。 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 8. 0） | 26-別添2-4 | 以下の記載を適正化した。 （旧）最近10年間の気象状態 （新） <u>1998年1月～2007年12月の気象状態</u> | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 8. 0） | 26-別添2-43, 44 | ・以下の気象検定に係る記載を適正化した。 （旧）…当該1年間の気象データが長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討… （新）…当該1年間の気象データが異常か否かの検討… （旧）…棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。 （新）…棄却数が少なく検定年の気象は統計年の気象と比べて異常ではなかったと判断した。 ・「、」を「,」に修正した。 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 8. 0） | 26-別添2-52 | 以下の気象検定に係る記載を適正化した。 （旧）…至近の気象データを用いた検定についても行った。 （新）…至近の気象データを用いた検定についても参考として行った。 （旧）…標高20mの観測データについては0項目であったことから、 <u>棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。</u> （新）…標高20mの観測データについては0項目であった。 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第33条 保安電源設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.10.0) | 全般 | 資料の構成に合わせて、英数字、記号及び括弧の半角/全角を修正した。また、読点をカンマに、英数字のフォントを「MS明朝」に、漢数字をアラビア数字に、環境依存文字を英字等に修正した。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | 全般 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.10.0) | 全般 | 「技術的能力説明資料」を「運用、手順説明資料」に修正した。(DB条文における「技術的能力」の記載を「運用、手順」に統一し、体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った) | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | 全般 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.10.0) | 33条-6, 14, 16, 33, 37, 48, 94, 98, 104, 105, 115 | 以下の脱字を追加した。(下線部参照) (旧) 切替える (新) 切り替える | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | 33-8, 16, 17, 39, 44, 56, 96, 99, 105, 113 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.10.0) | 33条-14 | 以下の脱字を追加した。 (旧) 自動(地絡や過電流による保護継電器の動作) (新) 自動(地絡や過電流による保護継電器の動作により) | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | 33-16 | 同上 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.10.0) | 33条-19, 22 | 以下の記載を追加した。(下線部参照) (旧) 機器の単一故障 (新) 機器又は器具の単一故障 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | 33-21, 25 | 同上 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.10.0) | 33条-23, 29, 30, 186 | 「全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの時間」について、技術的能力1.14の記載*を踏まえて修正した。(下線部参照) (旧) 約25分 (新) 約55分 ※「給電操作に要する時間約45分」と「状況判断に要する時間約10分」を加え約55分とした。 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | 33-26, 36, 37, 186 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-------------------------------|---|----|
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.10.0) | 33条-30, 188 | 計測制御用電源設備の電源供給可能時間を「約1時間」から「約8時間 [※] 」に修正した。 ※発電用原子炉の冷却状態及び原子炉格納容器の健全性の監視に必要な電源を計測制御用電源から給電しているため計装用インバータに給電する直流電源と同様に8時間と記載した。 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | 33-37, 188 | 同上 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.10.0) | 33条-54~58, 65 | 主要仕様の項目の文字間にスペースを追加した。(下線部参照) ・例 (旧) 型_式 → (新) 型__式 (旧) 周波数 → (新) 周_波_数 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | 33-62 | 「記載箇所の比較」対象プラントの記載を適正化した。 (旧) 泊 (新) 大飯, 女川 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | 33-68 | 発電機の型式の相違理由を追加した。 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.10.0) | 33条-69, 70, 71, 72, 184, 185 | ディーゼル発電機の負荷曲線に記載の負荷のうち, 原子炉コントロールセンタの負荷として「地下水排水設備他」が含まれていることを明示した。(下線部参照) (旧) 原子炉コントロールセンタ (新) 原子炉コントロールセンタ_(地下水排水設備他)_ | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | 33-75, 76, 184, 185 | 同上 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | 33-91 | 第2.2.1.3図の泊発電所の変圧器名称の記載を追加した。 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.10.0) | 33条-97, 108, 114 | 以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 3A=ディーゼル発電機 3B=ディーゼル発電機 (新) <u>A=ディーゼル発電機</u> <u>B=ディーゼル発電機</u> | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | とりまとめた資料-5 33-98, 107, 112 | 同上 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.10.0) | 33条-101 | 以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 1相開放故障に伴い、故障箇所が地絡 (新) 1相開放故障に伴い、 <u>電圧が不平衡となる</u> | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.8.0) | 33-102 | 同上 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.10.0) | 33条-101, 102 | 第2.2.1.12~14図の図中の矢印の向き, 長さを修正した。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---|---|----|
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 8. 0) | 33-102, 103 | 同上 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 10. 0) | 33条-108, 177, 別紙3-3, 別紙4-43, 別紙4-44, 別紙4-48, 別紙5-4, 別紙5-5 | 図の凡例及び着色を修正した。 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 8. 0) | とりまとめた資料-5 33-107, 180, 285, 346, 347, 351, 373, 374 | 同上 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 10. 0) | 33条-130, 132, 134, 138, 140 | 送電線交差箇所の想定状況の記載を追加した。(下線部参照) ・例 (旧) No. ●の鉄塔 → (新) No. ●又はNo. ▲の鉄塔 (旧) No. ●～No. ▲と → (新) No. ●～No. ▲の電線と (旧) 電線が → (新) 電線が落下して | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 8. 0) | 33-128, 130, 132, 135, 136 | 同上 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 10. 0) | 33条-別紙3-11 | 以下の括弧の脱字の追加及び半角/全角を修正した。(下線部参照) (旧) <変圧器(275kV, 66kV)> (新) <変圧器_(275kV, 66kV)_> | |
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 8. 0) | 33-294 | 同上 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 8. 0) | とりまとめた資料-4 33-74～76, 78～81, 84, 86, 87, 183 | 以下について、図表のタイトルを含めた図に貼り直した。 ・第10. 1. 1～4図, 第10. 3. 1～2図, 第2. 1. 1. 3～4図, 第2. 1. 2. 1～3図(横書きの図下部のタイトルを含めて貼り直した) ・第2. 3. 1. 2表(2ページに跨ぐ表上部のタイトルを含めて貼り直した) | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第34条 緊急時対策所

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0） | 全般 | 以下について、記載を適正化した。 ・半角文字，全角文字の記載 ・「、」と「，」の記載 ・「を，」を「を」に修正 ・「従って」を「したがって」に修正 ・「係わる」を「係る」に修正 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 7. 0） | 全般 | 以下について、記載を適正化した。 ・半角文字，全角文字の記載 ・「、」と「，」の記載 ・「を，」を「を」に修正 ・「従って」を「したがって」に修正 ・「係わる」を「係る」に修正 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 7. 0） | とりまとめた資料-4 | 以下の記載（下線部）を削除した。 ⑩電源構成 旧：泊1号炉又は2号炉 泊1号炉若しくは2号炉 新：泊1号又は2号炉 泊1号若しくは2号炉 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0） | 34条-8 | 常設代替電源設備からの給電の適合方針は「通信連絡設備」の適合方針として記載することから「緊急時対策所」の適合方針の以下の記載を削除した。 常設の代替電源設備は，常設代替交流電源設備である代替非常用発電機2台で通信連絡設備及び無停電運転保安灯へ給電するために必要な容量を有する設計とする。代替非常用発電機の燃料はディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーにより補給するが，必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能ないように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため，ブルーム通過時において，燃料を補給せずに運転できる設計とする。 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 7. 0） | 34-17 | 同上 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0） | 34条-8 | No. 4の記載削除に伴い、記載適正化のため、以下の内容を削除した。 また，緊急時対策所用発電機は通信連絡設備及び無停電運転保安灯へも給電できる設計とする。 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 7. 0） | 34-17 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-------------|---|----|
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-10 | 以下の記載を削除した。 代替非常用発電機 (「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用) 台数 2 容量 約1,725kVA (1台あたり) | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-19 | 同上 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-5 | 常設代替電源設備からの給電の適合方針は「通信連絡設備」の適合方針として記載することから「緊急時対策所」の適合方針の以下の記載を削除した。 また、緊急時対策所指揮所に設置する通信連絡設備及び無停電運転保安灯に給電する3号炉非常用低圧母線がディーゼル発電機から受電できない場合、3号炉非常用低圧母線は常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの受電に切り替える設計とする。 さらに、代替非常用発電機の機能喪失を考慮し、緊急時対策所指揮所内の分電盤は緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用の代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-26 | 同上 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-5 | No. 10の記載削除に伴い、以下のとおり記載を適正化した。(下線部参照) 旧: <u>その他運用に必要な設備に対して、1号又は2号炉常用母線から受電できない場合</u> 、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からそれぞれ受電可能な設計とする。 新: <u>3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線から受電できない場合</u> 、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からそれぞれ受電可能な設計とする。 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-26 | 同上 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-5 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 緊急時対策所用発電機は、 <u>車両(ホイールロード)による運搬可能な設計とする。</u> 新: 緊急時対策所用発電機は、 <u>車両(ホイールロード)により運搬可能な設計とする。</u> | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-26 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------------|---|----|
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-27 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 相違理由欄 旧: 母線を2系列とすることで, 新: 母線を2系統とすることで, | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-8 | 表2.2-2 緊急時対策所 電源設備の仕様 代替非常用発電機の記載を削除した。 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-30 | 同上 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-8 | 以下の記載(下線部)を削除した。 旧: 3B-ディーゼル発電機(7,000kVA) 代替非常用発電機(1,725VA(1台当たり))及び緊急時対策所用発電機(270kVA(1台当たり))により給電可能な設計としている。 新: 3B-ディーゼル発電機(7,000kVA)及び緊急時対策所用発電機(270kVA(1台当たり))により給電可能な設計としている。 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-30 | 同上 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-10 | 以下の記載(下線部)を削除した。 旧: 泊1号炉又は2号炉常用母線側 新: 泊1号又は2号炉常用母線側 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-32 | 同上 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-38 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 相違理由欄 旧: 気密性・遮蔽性を有する 新: 気密性及び遮蔽性を有する | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-17 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 表2.4-1 旧: 緊急時対策所指揮所・待機所の2建屋 1本あたり 新: 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2建屋 1本あたり | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-40 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------------------|---|----|
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-20 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 緊急時対策所指揮所・待機所 新: 緊急時対策所指揮所 <u>及</u> び緊急時対策所待機所 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-43 | 同上 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-44 34-別添1-45 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 相違理由欄 旧: 酸素・二酸化炭素濃度基準 (2箇所) 大飯・東海同様 (3箇所) 新: 酸素 <u>濃度</u> , 二酸化炭素濃度基準 (2箇所) 大飯, 東海同様 (3箇所) | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-49 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 相違理由欄 旧: 泊・大飯は緊急時対策所が 新: 泊, 大飯は緊急時対策所が | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-53 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 相違理由欄 旧: 粒子・粒径が異なるが, 新: 粒子, 粒径が異なるが, | |
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-30 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 空気供給装置 (フレキシブルホース・配管・弁) 新: 空気供給装置 (フレキシブルホース, 配管 <u>及</u> び弁) | |
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-56 | 同上 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-58 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 相違理由欄 旧: 酸素・二酸化炭素濃度 (3箇所) 酸素・二酸化炭素の呼吸量・排出量 新: 酸素 <u>濃度</u> , 二酸化炭素濃度 (3箇所) 酸素, 二酸化炭素の呼吸量, 排出量 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------------|---|----|
| 34 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-59 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 相違理由欄 旧: 加圧開始時酸素・二酸化炭素濃度は 新: 加圧開始時酸素濃度、二酸化炭素濃度は | |
| 35 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-35 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 図2.4-11の通り 新: 図2.4-12の通り | |
| 36 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-62 | 同上 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-36 | 表2.4-4の「緊急時対策所立ち上げ時」の内容を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: ・「可搬型空気浄化装置」を接続・起動し、微粒子フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急時対策所に取り込み換気する。 新: ・「可搬型空気浄化装置」を接続後起動し、微粒子フィルタ、よう素フィルタで浄化した空気を緊急時対策所に取り込み換気する。 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-62 | 同上 | |
| 39 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-38 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 図2.4-12のとおり 新: 図2.4-13のとおり | |
| 40 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-64 | 同上 | |
| 41 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-39 | (7)a. の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: a. 緊急時対策所各班は、換気設備の操作の判断に必要な以下の情報を確認・監視する。 新: a. 緊急時対策所各班は、換気設備の操作の判断に必要な以下の情報を確認及び監視する。 | |
| 42 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-65 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------------------|--|----|
| 43 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7.0) | 34条-別添1-2-46 | 表2.4-6の考え方欄内の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: パラメータ監視など 直接線・スカイシャイン線 (2箇所) 直接線・スカイシャイン線量 新: パラメータ監視等 直接線及びスカイシャイン線 (2箇所) 直接線及びスカイシャイン線の線量 | |
| 44 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7.0) | 34-別添1-70 | 同上 | |
| 45 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7.0) | 34条-別添1-2-49 | a.及び(4)の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 直接線・スカイシャイン線 (3箇所) 新: 直接線及びスカイシャイン線 (3箇所) | |
| 46 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7.0) | 34-別添1-73 34-別添1-74 | 同上 | |
| 47 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7.0) | 34条-別添1-2-50 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: (3) 加圧準備 (2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスのうち, a. から e. の5つの事故シーケンスについては, 原子炉格納容器の閉じ込め機能に期待できない場合も想定されるシーケンスであるため, ブルーム放出開始までの間, 原子炉格納容器は破損しないものとしている1.1 審査ガイドに基づく対応のうちa. 加圧準備の考え方が成立しない。 このため, 加圧準備の判断基準については, 判断レベルIに加え, プラント状況に応じた判断も追加する。 なお, f. から h. の6つの事故シーケンスについては, 原子炉格納容器の機能に期待できるシーケンスであるため, 1.1 審査ガイドに基づく対応のa. 加圧準備は適用できる。 新: (3) 加圧準備 (2) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスのうち, a. から f. の6つの事故シーケンスについては, 原子炉格納容器の閉じ込め機能に期待できない場合も想定されるシーケンスであるため, ブルーム放出開始までの間, 原子炉格納容器は破損しないものとしている1.1 審査ガイドに基づく対応のうちa. 加圧準備の考え方が成立しない。 このため, 加圧準備の判断基準については, 判断レベルIに加え, プラント状況に応じた判断も追加する。 なお, g. から i. の6つの事故シーケンスについては, 原子炉格納容器の機能に期待できるシーケンスであるため, 1.1 審査ガイドに基づく対応のa. 加圧準備は適用できる。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------------------|--|----|
| 48 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-74 34-別添1-75 | 同上 | |
| 49 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-51 | a. 及びb. (b)の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 直接線・スカイシャイン線 連絡・情報 新: 直接線及びスカイシャイン線 連絡又は情報 | |
| 50 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-75 | 同上 | |
| 51 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-52 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: a. 発電所構内の放射線レベル上昇による判断 プルーム放出前(炉心損傷後, 原子炉格納容器破損前)の段階において, 直接線・スカイシャインにより発電所構内の放射線レベルが上昇し, 次のモニタリング設備の指示値が0.01mGy/h となった場合 新: a. 発電所構内の放射線レベル上昇による判断 プルーム放出前(炉心損傷後, 原子炉格納容器破損前)の段階において, 直接線及びスカイシャイン線により発電所構内の放射線レベルが上昇し, 次のモニタリング設備の指示値が0.01mGy/h となった場合 | |
| 52 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-77 | 同上 | |
| 53 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-52 | b. 及びc. の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 連絡・情報 (2箇所) 新: 連絡又は情報 (2箇所) | |
| 54 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-77 | 同上 | |
| 55 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-88 34-別添1-89 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 相違理由欄 旧: シャックル・ターンバックル等で 新: シャックル、ターンバックル等で | |
| 56 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-65 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 可搬・常設 新: 可搬、常設 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------|---|----|
| 57 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-90 | 同上 | |
| 58 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-92 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 相違理由欄 旧: 可搬ダクト・ホースを 新: 可搬ダクト、ホースを | |
| 59 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-2-83 | 「図2. 6-1 緊急時対策所 通信連絡設備の概要」について、記載を以下のとおり適正化した。 ・中央制御室から発電所外への連絡の流れを追記 ・発電所外(社外)欄の記載修正 ・現場(屋外)欄に「運転指令設備」を追記 ・全体的なレイアウトの見直し | |
| 60 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-109 | 同上 | |
| 61 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添-1-3-8 | 表3. 1-1の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 1・2号炉運転員 新: 1号及び2号炉運転員 | |
| 62 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-117 | 同上 | |
| 63 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-119 | 相違理由欄の誤記を訂正(下線部参照) 旧: 泊 緊急時呼出システム 新: 泊 緊急時呼出システム | |
| 64 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-3-24 | 「図3. 2-10 緊急時対策所における換気設備の運用全体像」を記載の整合を図るため「図2. 4-12 緊急時対策所換気空調設備等のイメージ図」と同様の図に差替えた。 | |
| 65 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-131 | 同上 | |
| 66 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添-1-3-30 | 表3. 4-1の記載を以下のとおり適正化した。 旧: リットル 新: リットル | |
| 67 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-136 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------------|--|----|
| 68 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-3-31 | 「図3. 4-1 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所」の記載を以下のとおり適正化した。 ・資料及び有毒ガス対策防護具の記載を追加 | |
| 69 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-137 | 同上 | |
| 70 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-4-11 | ・「表4-4 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計」の無線通信装置欄の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧：・無線通信装置から3号炉原子炉補助建屋の無線アンテナまでの… 新：・無線通信装置から3号炉原子炉建屋の無線アンテナまでの… | |
| 71 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-150 | 同上 | |
| 72 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-4-11 | ・「表4-4 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計」の建屋間伝送ルート無線系欄の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧：・無線用アンテナは、耐震性を有する3号炉原子炉建屋と緊急時対策所に設置し… 新：・無線アンテナは、耐震性を有する3号炉原子炉建屋と緊急時対策所指揮所に設置し… | |
| 73 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-150 | 同上 | |
| 74 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-5-4 | 図5. 1-2の①と②の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧： ①移動・設置 ②確認・補修 新： ①移動及び設置 ②確認及び補修 | |
| 75 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-166 | 同上 | |
| 76 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-5-6 | 表5. 1-2の※1の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧：仕様 1, 800mm×30m/巻 (透明・ピンク・黄) 新：仕様 1, 800mm×30m/巻 (透明、ピンク、黄) | |
| 77 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-167 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------------|---|----|
| 78 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-5-9 | 図5.1-5の前段の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:・・・放管班員は定期的な教育・訓練を行い・・・ 新:・・・放管班員は定期的な教育及び訓練を行い・・・ | |
| 79 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-169 | 同上 | |
| 80 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-5-9 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:または 新:又は | |
| 81 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-169 | 同上 | |
| 82 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-5-19 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。 新:計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器ごとの数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。 | |
| 83 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-180 | 同上 | |
| 84 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-5-23 | (11)の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: また、夜間・休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合で、・・・ 新: また、夜間又は休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合で、・・・ | |
| 85 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-184 | 同上 | |
| 86 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 7. 0) | 34条-別添1-5-24 | 表5.2-1の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:無停電電源装 新:無停電電源装置 | |
| 87 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 7. 0) | 34-別添1-185 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------------|--|----|
| 88 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0） | 34条-別添1-5-25 | (2)放射線管理用資機材品名と配備数の表番号の記載を以下のとおり適正化した。 （下線部参照） 旧：表5.1-2 防護具の配備数 新：表5.2-2 防護具の配備数 また、表内の空欄2箇所「-」を追記した。 | |
| 89 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 7. 0） | 34-別添1-186 | 同上 | |
| 90 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0） | 34条-別添1-5-26 | 記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：3号機 新：3号炉 | |
| 91 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 7. 0） | 34-別添1-187 | 同上 | |
| 92 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0） | 34条-別添1-5-60 | 記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：※2：複数号炉において原子力災害が同時に発生した場合には、本部長が委員の中から号炉毎に責任者を指名する。各責任者は、各号炉の指揮をとる。 新：※：複数号炉において原子力災害が同時に発生した場合には、本部長が委員の中から号炉ごとに責任者を指名する。各責任者は、各号炉の指揮をとる。 | |
| 93 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 7. 0） | 34-別添1-221 | 同上 | |
| 94 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0） | 34条-別添-1-5-60 | 記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 表 5.9-1 各職位のミッション 旧：・屋外アクセスルートのがれき撤去 新：・屋外アクセスルートのがれき撤去 | |
| 95 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 7. 0） | 34-別添1-221 | 同上 | |
| 96 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 7. 0） | 34条-別添1-5-63 | 記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：1号炉及び2号炉 新：1号及び2号炉 | |
| 97 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 7. 0） | 34-別添1-224 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第35条 通信連絡設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 7. 0) | 全般 | 「技術的能力説明資料」を「運用、手順説明資料」に修正した(DB条文における「技術的能力」の記載を「運用、手順」に統一し、体裁を含めて条文間の整合を図る適正化を行った)。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 7. 0) | 全般 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 7. 0) | 全般 | 「〇〇内に設置(又は保管)する」という記載について、表現の統一のため「内」の有無を見直しました。 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 7. 0) | 全般 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 7. 0) | 35-取りまとめた資料-5 | 以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) ⑩安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送設備(発電所内)の構成の相違 ⑪安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送設備(発電所外)の構成の相違 (新) ⑩データ伝送設備(発電所内)の構成の相違 ⑪データ伝送設備(発電所外)の構成の相違 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 7. 0) | 35-9, 35-10, 35-11, 35-12, 35-21, 35-22, 35-24, 35-25 | 以下の記載を削除しました。(下線部参照) (旧) 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送設備 (新) データ伝送設備 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 7. 0) | 35条-3, 35条-4, 35条-6, 35条-7, 35条-8 | 同上 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 7. 0) | 35-26, 35-36, 35-37 | 発電所内の通信連絡の説明において、「衛星電話設備」を「衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)」と個別に記載していた箇所を見直し、「衛星電話設備」と修正しました。 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 7. 0) | 35条-8, 35条-13 | 同上 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 7. 0) | 35条-参考-7 | 以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) 参考第2-5図 「「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図(2/2) (新) 参考第2-5図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図(2/2) | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 7. 0) | 35-74 | 参考第3-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例 使用箇所及び最寄りの中継点に記載の建屋高さに「T.P.」を追記しました。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---------------------------------|---|----|
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 7. 0) | 35条-参考-9 | 同上 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 7. 0) | 35条-参考-10 | 以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) 参考第3-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備(携帯型), 衛星電話設備(携帯型)の台数 (新) 参考第3-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備(固定型), 衛星電話設備(携帯型)の台数 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 7. 0) | 35-85~35-88 | (2/5) 以降の表題を追記しました。 (旧) なし (新) 参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 7. 0) | 35-96 | 記載適正化のため以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所待機所に1台, 故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。 (新) 急時対策所指揮所, 緊急時対策所待機所に各1台, 故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため各1台, 2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 7. 0) | 35条-参考-26 | 同上 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 7. 0) | 35-103, 35-104 | 参考第10-1, 2, 3表 表の右側の罫線が消えていたため, 修正しました。 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 7. 0) | 35条-参考-29, 35条-参考-30, 35条-参考-31 | 同上 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 7. 0) | 35-106 | 参考第12-1図 主要な通信連絡設備の配置図 中央制御室の位置を明記しました。 また以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) (原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m) (新) (原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m) | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 7. 0) | 35条-参考-33 | 同上 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 7. 0) | 35-119 | 別添第1表 通信連絡設備(設計基準)における点検項目並びに点検頻度 前表の条文間の整合を図る適正化に伴い, 表名称を適正化しました。(下線部参照) (旧) 別添第1表 通信連絡設備(設計基準)における点検項目並びに点検頻度 (新) 表2 通信連絡設備(設計基準)における点検項目並びに点検頻度 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 7. 0) | 35条-別添1-2 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.7.0) | とりまとめた資料-5 | ・追而となっていたSA被ばくの評価条件を反映した。 ・記載の適正化 (旧) 格納容器貫通部の除染係数(貫通部DF) (新) 原子炉格納容器貫通部のエアロゾル粒子に対する除染係数(貫通部DF) | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.7.0) | 59-11 | 他社の二酸化炭素濃度計と泊の酸素濃度・二酸化炭素濃度計の比較において、泊を再掲していたが、再掲は見づらいため取りやめた。 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.7.0) | 59-27 | ・比較表で再掲していた以下の記載が誤って記載されていたため削除した。 「(b-2) 主要設備及び仕様 中央制御室空調装置(重大事故等時)の主要設備及び仕様を第8.2.5表に示す。」 ・また、26条に合わせ以下の記載を適正化 (旧) 中央制御室外の火災等により発生するばい煙, (新) 中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス, ばい煙, | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.7.0) | 59-55 | 比較のため泊記載を一部再掲していたが、女川記載を再掲するように変更した。 相違理由も記載箇所が変更になったが、内容は変更ないため黄色マーキングは実施していない。 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.7.0) | 59-30 | 比較表で再掲していた以下の記載が誤って記載されていたため削除した。 「8.1.4 主要仕様 遮蔽設備の主要仕様を第8.1.1表及び第8.1.2表に示す。」 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.7.0) | 59-58 | 比較のため泊記載を一部再掲していたが、女川記載を再掲するように変更した。 相違理由も記載箇所が変更になったが、内容は変更ないため黄色マーキングは実施していない。 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.7.0) | 添59-14 | 表2.16-4の操作場所について、より明確になるよう表現を修正した。 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.7.0) | 59-添付-22 | 同上 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.7.0) | 添59-22 | 表2.16-9の設置場所及び操作場所について、より明確になるよう表現を修正した。 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.7.0) | 59-添付-32 | 同上 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.7.0) | 59-添付-41 | 以下の記載を適正化 (旧) 表2.16-11 (新) 表2.16-11 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.7.0) | 添59-34 | 表2.16-14の設置場所及び操作場所について、より明確になるよう表現を修正した。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------|--|----|
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.7.0) | 59-添付-45 | 同上 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.7.0) | 59-添付-47 | 「(59-2, 59-6)」の記載箇所が誤っていたため修正した。 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.7.0) | 添59-37 | 以下の記載を適正化 (旧)酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び可搬型照明(SA)は (新)可搬型照明(SA)は | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.7.0) | 添59-45 | 表2.16-19の設置場所及び操作場所について、より明確になるよう表現を修正した。 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r.7.0) | 59-添付-57 | 同上 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r.7.0) | 添59-48 | 「(59-4)」の記載が不足していたため追記した。 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条(SA59H r.7.0) | 全般 | 半角/全角の適正化 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条(SA59H-9 r.7.0) | 全般 | 同上 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条(SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-1 | 相違理由欄の以下の脱字を修正 (旧)…アニユラス空気浄化の水素対策については… (新)…アニユラス空気浄化設備の水素対策については… | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条(SA59H r.7.0) | 59-3-1 | 図番号を修正 (旧)図59-5-1 (新)図59-3-1 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条(SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-64, 97 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条(SA59H r.7.0) | 59-7-2-iv | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に係る補足説明資料(2-25)の追加 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条(SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-168 | 同上 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条(SA59H r.7.0) | 59-7-2-1 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-----------|--|----|
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-169 | 同上 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-2-2 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。(第1表 よう素類~La類の放出放射能) | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-170 | 同上 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-2-2 | 以下の記載適正化 (旧) 最近10年間の気象状態 (新) 1998年1月~2007年12月の気象状態 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-171 | 同上 | |
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-2-3 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映、表番号の修正。文章構成も女川実績を反映した。 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-172 | 同上 | |
| 34 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-2-5 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。文章構成も女川実績を反映した。 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-176 | 同上 | |
| 36 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-2-6 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-177 | 同上 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-2-7 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 39 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-178 | 同上 | |
| 40 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-2-8 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---------------|---|----|
| 41 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-179 | 同上 これに合わせ、比較のため大飯の掲載箇所を変更した。 | |
| 42 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-2-9 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 43 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-180 | 同上 これに合わせ、比較のため大飯の掲載箇所を変更した。 | |
| 44 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-181 | 追而反映に合わせ相違理由を修正 | |
| 45 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-2-10 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 46 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-182 | 同上 | |
| 47 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-2-11 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 48 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-182 | 同上 | |
| 49 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-183~186 | 追而反映に合わせ相違理由を修正 | |
| 50 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-2-12 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映に伴う表番号の修正 | |
| 51 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-188 | 同上 | |
| 52 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-2-13 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価条件の反映及び表番号の修正 | |
| 53 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-189 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|----------------|---|----|
| 54 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-2-14 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映に伴う表番号の修正 | |
| 55 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-190, 191 | 同上 | |
| 56 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-2-16 | 表記ゆれの適正化。(直接線→直接ガンマ線) | |
| 57 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-193 | 同上 | |
| 58 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-2-17 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施を反映し、旧版の59-7-2-13ページ～59-7-2-15ページに記載していた、(参考1)「マスク着用期間を限定した線量評価について」を削除 | |
| 59 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-195 | 同上 | |
| 60 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-1-2 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価条件の反映。 | |
| 61 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-200, 201 | 同上 | |
| 62 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-1-4 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 63 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-206 | 同上 | |
| 64 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-1-9 | 表記ゆれの適正化。(直接線→直接ガンマ線、スカイシャイン線→スカイシャインガンマ線) | |
| 65 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-211 | 同上 | |
| 66 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-1-11 | 表記ゆれの適正化。(直接線→直接ガンマ線、スカイシャイン線→スカイシャインガンマ線) | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------------|--|----|
| 67 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-213 | 同上 | |
| 68 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-1-12 | 記載の適正化 (旧) 中央制御室換気設備 (新) 中央制御室空調装置 | |
| 69 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-214 | 同上 | |
| 70 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-3-1 | 誤記修正 (旧) γ 線エネルギー0.5eV換算 (新) γ 線エネルギー0.5MeV換算 | |
| 71 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-221 | 同上 | |
| 72 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-3-2 | 記載適正化 (旧) ウラン・プルトニウム混合酸化物/ウラン比 (新) ウラン・プルトニウム混合酸化物/ウラン比 <u>(-)</u> | |
| 73 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-221 | 同上 | |
| 74 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-4-6 | 表記ゆれの適正化。(直接線→直接ガンマ線、スカイシャイン線→スカイシャインガンマ線) | |
| 75 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-225 | 同上 | |
| 76 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-4-6 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 77 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-226 | 同上 | |
| 78 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-4-7 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 79 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-226 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|----------------|--|----|
| 80 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-4-8 | 表記ゆれの適正化。(直接線→直接ガンマ線、スカイシャイン線→スカイシャインガンマ線) | |
| 81 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-227 | 同上 | |
| 82 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-4-9 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 83 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-230 | 同上 | |
| 84 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-4-12 | 表記ゆれの適正化。(直接線→直接ガンマ線、スカイシャイン線→スカイシャインガンマ線) | |
| 85 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-232, 233 | 同上 | |
| 86 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-5-1 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価条件の反映。 | |
| 87 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-236 | 同上 | |
| 88 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-5-2 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価条件の反映。 | |
| 89 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-237 | 同上 | |
| 90 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-5-5 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 91 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-238 | 同上 | |
| 92 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-5-6 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 93 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-239 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|--------------|--|----|
| 94 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-5-7 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 95 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-239 | 同上 | |
| 96 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-5-9 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 97 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-241 | 同上 | |
| 98 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-5-10 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映並びに記載の適正化 (Gross→GROSS) | |
| 99 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-242 | 同上 | |
| 100 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-9-7 | NUPEC試験の体系について、引用している箇所の画像が破損していたため修正した。 | |
| 101 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-12-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・本資料については、DFを考慮しない評価で保守的に実施してもフィルタ除去効率の設定が適切であることを示すことが可能であるため、追而の反映としてDFを考慮せず評価していることを追記することとした(有効性評価で同様の説明を実施)。 ・記載の適正化(格納容器→原子炉格納容器) | |
| 102 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-274 | 同上 | |
| 103 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-12-2 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映及び記載の適正化(格納容器→原子炉格納容器) | |
| 104 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-275 | 同上 | |
| 105 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-276 | 相違理由欄の誤記修正 (旧)・ <u>迫</u> は内訳を記載 (新)・ <u>大飯</u> は内訳を記載 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|--------------|---|----|
| 106 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-13-1 | 気象検定に係る記載適正化 (旧) …当該1年間の気象データが長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討… (新) …当該1年間の気象データが異常か否かの検討… (旧) …棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。 (新) …棄却数が少なく検定年の気象は統計年の気象と比べて異常ではなかったと判断した。 | |
| 107 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-291 | 同上 | |
| 108 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-13-8 | 気象検定に係る記載適正化 (旧) …至近の気象データを用いた検定についても行った。 (新) …至近の気象データを用いた検定についても参考として行った。 (旧) …標高20mの観測データについては0項目であったことから、棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。 (新) …標高20mの観測データについては0項目であった。 | |
| 109 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-296 | 同上 | |
| 110 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-336 | 本体資料に合わせ、以下の記載を追記した。 「直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価体系は添付資料2-2-1の第2-1-1図のとおり。」 | |
| 111 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-336 | 泊欄の着色を修正 | |
| 112 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-19-3 | 記載の適正化 (旧) 直接・スカイシャイン線量 (新) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線 | |
| 113 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-338 | 同上 | |
| 114 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 7. 0) | 59-7-添2-19-4 | 表記ゆれの適正化。(直接線→直接ガンマ線) | |
| 115 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 7. 0) | 59-補足-339 | ・ 同上 ・ 女川との評価コードに関する相違理由が前ページに記載されていたため、正しい位置に移動した。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|--------------|--|----|
| 116 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-20-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映及び式中記号の記載適正化 ($\alpha 1, \alpha 2 \rightarrow \alpha_1, \alpha_2$) ・以下の記載を適正化 (旧) $\alpha 1$ (新) α_1 (旧) $\alpha 2$ (新) α_2 (旧) 中央制御室遮蔽 (新) 中央制御室遮へい | |
| 117 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-343 | 同上 | |
| 118 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-21-3 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 119 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-350 | 同上 | |
| 120 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-21-4 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 121 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-351 | 同上 | |
| 122 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-21-5 | 記載の適正化及び誤記修正 (旧) \underline{M} (新) \underline{m} (旧) GL. T.P. 10 m (新) GL. T.P. 10.0 m (旧) T.P. 21. $\underline{m M}$ (新) T.P. 21. $\underline{7 m}$ | |
| 123 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-351 | 同上 | |
| 124 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-21-7 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 125 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-352 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|----------------|--|----|
| 126 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-22-1 | 記載適正化 (旧) 建屋の床による遮蔽や離隔距離を十分に確保していることから、仮に中央制御室遮へいのみを考慮した場合においても線量は3桁程度低減されるため、フィルタユニットに (新) 建屋の床による遮蔽や離隔距離を十分に確保していること、及び仮に中央制御室遮へいのみを考慮した場合においても線量は3桁程度低減され、中央制御室内での7日間の積算で約 1.2×10^{-3} mSvであることから、フィルタユニットに・・・ (旧) 核種の大気中への放出率[Bq/s]は添付資料2-2-1の第2-1-1表に基づき評価した。また、相対濃度は第2-1-4表の値を用いた。 (新) 空气中放射能濃度は、添付資料2-2-1の第2-1-1表に基づき評価した大気中の放出率と第2-1-4表に示す相対濃度を用いて算出した。 | |
| 127 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-356, 357 | 同上 | |
| 128 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-357 | 誤記修正 (旧) 第2-21-1図 (新) 第2-22-1図 | |
| 129 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-22-3 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映及び式中記号の記載適正化 ($\alpha_1, \alpha_2 \rightarrow \alpha_1, \alpha_2$) | |
| 130 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-358 | 同上 | |
| 131 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-23-1 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。 | |
| 132 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-359 | 同上 | |
| 133 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-25-1 | 追而の反映として「2-25 原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果の設定について」を追加。 | |
| 134 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-390 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|----------------|--|----|
| 135 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-25-1 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施を反映し、旧版の「2-25 運転員の勤務体系を踏まえた被ばく評価について」を削除 | |
| 136 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-404 | 同上 | |
| 137 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-26-1 | 第74条を引用している箇所において「,」を「、」に修正 | |
| 138 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-404 | 同上 | |
| 139 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r.7.0) | 59-7-添2-26-13 | 追而としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価の反映。表記ゆれの適正化。(直接線→直接ガンマ線、スカイシャイン線→スカイシャインガンマ線) | |
| 140 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r.7.0) | 59-補足-420, 421 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第61条 緊急時対策所

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---------------------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 全般 | 以下について、記載を適正化した。 ・半角文字，全角文字の記載 ・「を，」を「を」に修正 ・「、」を「，」に修正 ・「および」を「及び」に修正 ・「など」を「等」に修正 ・「全て」を「すべて」に修正 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 61条-8 61条-16 61条-24 | 常設代替電源設備からの給電の適合方針は「通信連絡設備」の適合方針として記載することから「緊急時対策所」の適合方針の以下の記載を削除した。 常設の代替電源設備は，常設代替交流電源設備である代替非常用発電機2台で通信連絡設備及び無停電運転保安灯へ給電するために必要な容量を有する設計とする。代替非常用発電機の燃料はディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーにより補給するが，必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能ないように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため，ブルーム通過時において，燃料を補給せずに運転できる設計とする。 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-7 61-16 61-26 | 同上 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 61条-8 61条-16 61条-24 | No.2の記載削除に伴い、記載適正化のため、以下の内容を削除した。 また，緊急時対策所用発電機は通信連絡設備及び無停電運転保安灯へも給電できる設計とする。 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-8 61-17 61-26 | 同上 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 61条-10 | 以下の記載を削除した。 代替非常用発電機 （「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用） 台数 2 容量 約1,725kVA（1台当たり） | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-9 | 同上 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 61条-18, 20 | 記載の適正化のため，「8.1.4 主要設備の仕様」の記載順序を入れ替えた。 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-18 61-19 | 同上 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 61条-19, 20 | 記載の適正化のため，「第8.1.2表 遮蔽設備（重大事故等時）の主要仕様」の記載順序を入れ替えた。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|----------------|--|----|
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-19 61-20 | 同上 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 61条-25 | 記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：主要な設備は、以下のとおりとする。 ・ <u>代替非常用発電機（10.2 代替電源設備）</u> 新：主要な設備は、以下のとおりとする。 <u>（削除）</u> | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-27 | 同上 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 61条-25 | 記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。 新：ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-28 | 同上 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 61条-26 | 記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：緊急時対策所の電源設備は、ディーゼル発電機建屋内に設置する非常用交流電源設備とは適切な離隔距離を持った屋外に常設代替交流電源設備として代替非常用発電機を設置し、また、ディーゼル発電機建屋内に設置する非常用交流電源設備とは100m以上離れた緊急時対策所の屋外に緊急時対策所用代替交流電源設備として緊急時対策所用発電機を保管する。さらに代替非常用発電機と緊急時対策常用発電機は100m以上の離隔を有することによって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 新：緊急時対策所の電源設備は、ディーゼル発電機建屋内に設置する非常用交流電源設備とは100m以上離れた緊急時対策所の屋外に緊急時対策所用代替交流電源設備として緊急時対策所用発電機を保管する。 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-30 | 同上 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 61条-26 | 記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：緊急時対策所の電源設備は、中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ディーゼル発電機の水冷式に対し、 <u>代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機の冷却方式を空冷式とし、サポート系を不要とする設計とすることで、代替電源設備を含めて多様性を有する設計とする。</u> 新：緊急時対策所の電源設備は、中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ディーゼル発電機の水冷式に対し、 <u>緊急時対策所用発電機の冷却方式を空冷式とし、サポート系を不要とする設計とすることで、代替電源設備を含めて多様性を有する設計とする。</u> | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------------------|--|----|
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-30 | 同上 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 添61-4 添61-11 | 以下の記載を削除した。 常設代替交流電源設備である代替非常用発電機は、2台で通信連絡設備及び無停電運転保安灯に電源供給可能な設計とする。代替非常用発電機の燃料はディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーにより補給するが、必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能のように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備することで、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-添付資料7 61-添付資料16 | 同上 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 添61-4 添61-11 | No.20の記載の削除に伴い、記載適正化のため、以下の内容を削除した。 また、緊急時対策所用発電機は通信連絡設備及び無停電運転保安灯へも給電できる設計とする。 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-添付資料7 61-添付資料16 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 添付61-12 | 「表2.18-2 代替電源設備からの給電に関する重大事故等対処設備一覧」について、代替非常用発電機【常設】の記載を削除した。 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-添付資料18 | 同上 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 添付61-12 | 記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） 旧：なお、代替非常用発電機、 <u>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</u> 、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについての設置許可基準規則第43条への適合状況は「2.14電源設備【57条】」で示す。 新：なお、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについての設置許可基準規則第43条への適合状況は「2.14電源設備【57条】」で示す。 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-添付資料18 | 同上 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 添付61-14 | 「2.18.2.2.2 主要設備の仕様」について、（1）代替非常用発電機の仕様記載を削除した。 また、以降の同項目に記載している設備の付番を繰り上げた。 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-添付資料21 61-添付資料22 | 同上 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.7.0） | 添付61-16 | 「表2.18-3 緊急時対策所の代替電源設備の多重性又は多様性」について、代替非常用発電機の記載を削除した。 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.7.0） | 61-添付資料23 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-----------|--|----|
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.7.0) | 添61-23 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 緊急時対策所用代替交流電源設備の緊急時対策所用発電機は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、 <u>非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備</u> と100m以上の離隔で位置的分散を図り、緊急時対策所エリアに保管する設計とする。 新: 緊急時対策所用代替交流電源設備の緊急時対策所用発電機は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、 <u>非常用交流電源設備</u> と100m以上の離隔で位置的分散を図り、緊急時対策所エリアに保管する設計とする。 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.7.0) | 61-添付資料38 | 同上 | |
| 34 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.7.0) | 添61-29 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: NaI((T1))シンチレーション検出器及び半導体検出 新: NaI(T1)シンチレーション検出器及び半導体検出 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.7.0) | 61-添付資料45 | 同上 | |
| 36 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.7.0) | 添61-32 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 表2.18- <u>3</u> 緊急時対策所遮へいの想定する環境条件及び荷重条件 新: 表2.18- <u>13</u> 緊急時対策所遮へいの想定する環境条件及び荷重条件 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.7.0) | 61-添付資料48 | 同上 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.7.0) | 添61-37 | 技術的能力1.18との整合のため、以下の図面を修正した。 ・図2.18-7 可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置(空気ボンベ)による空気供給準備タイムチャート ・図2.18-8 空気供給装置(空気ボンベ)への切替準備 タイムチャート | |
| 39 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.7.0) | 61-添付資料55 | 同上 | |
| 40 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.7.0) | 61-2-2 | 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所レイアウト図を修正した。 | |
| 41 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条(SA61H-9 r.7.0) | 61-補足資料28 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第62条 通信連絡を行うために必要な設備

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r7.0) | 全般 | 「〇〇内に設置(又は保管)する」という記載について、表現の統一のため「内」の有無を見直しました。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62 r7.0) | 全般 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r7.0) | 62-取りまとめた資料-5 | 以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) ⑩安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送設備(発電所内)の構成の相違 ⑪安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送設備(発電所外)の構成の相違 (新) ⑩データ伝送設備(発電所内)の構成の相違 ⑪データ伝送設備(発電所外)の構成の相違 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r7.0) | 62-2, 62-5, 62-14, 62-16, 62-19, 62-21 62-56, 62-61 | 発電所内の通信連絡の説明において、「衛星電話設備」を「衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型), 衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)」と個別に記載していた箇所を見直し、「衛星電話設備」と修正しました。 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62 r7.0) | 62-2, 62-4, 62-8, 62-9, 62-13, 62-15 添62-2, 添62-7 | 同上 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r7.0) | 62-18 | 以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) また, 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として, <u>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送設備(発電所内)</u> を設置する設計とする。 (新) また, 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として, <u>データ伝送設備(発電所内)</u> を設置する設計とする。 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62 r7.0) | 62-12 | 同上 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62-9 r7.0) | 62-18 | 以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) また, 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として, <u>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送設備(発電所外)</u> を設置する設計とする。 (新) また, 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として, <u>データ伝送設備(発電所外)</u> を設置する設計とする。 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62 r7.0) | 62-12 | | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---|---|----|
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r7.0) | 62-43 | 第10.12-1図 通信連絡設備系統概要図 以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) プロセス計算機等 (新) プラント計算機等 また、衛星電話設備(携帯型)および無線連絡設備(携帯型)を使用場所である屋外に記載を移動しました。 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62 r7.0) | 62-26 | 同上 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r7.0) | 62-62 | 第2.19-1 図 通信連絡設備の系統概要図 以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) プロセス計算機等 (新) プラント計算機等 また、衛星電話設備(携帯型)および無線連絡設備(携帯型)を使用場所である屋外に記載を移動しました。 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62 r7.0) | 添62-8 | 同上 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r7.0) | 62-88, 62-90, 62-94, 62-119, 62-122 | 表中、可搬型代替交流電源設備の保管位置について、分散配置されている位置の記載を追記しました(下線部参照)。 (旧) 屋外(1号炉西側31mエリア) (新) 屋外(1号炉西側31mエリア, 2号炉東側31mエリア(a)) | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62 r7.0) | 添62-40, 添付62-43, 添62-49, 添62-79, 添62-83 | 同上 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r7.0) | 62-109 | 以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) 衛星電話設備(FAX)は、緊急時対策所指揮所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、中央制御室及び緊急時対策指揮所所のそれぞれの… (新) 衛星電話設備(FAX)は、緊急時対策所指揮所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、中央制御室及び緊急時対策指揮所のそれぞれの… | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62 r7.0) | 添62-67 | 同上 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条(SA62H-9 r7.0) | 全般 | 「○○内に設置(又は保管)する」という記載について、表現の統一のため「内」の有無を見直しました。 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条(SA62H r7.0) | 全般 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------------|--|----|
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 7.0) | 62-補足-3~62-補足-14 | S A基準適合性 関連資料番号等を見直しました。 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 7.0) | 62-1-1~62-1-12 | 同上 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 7.0) | 62-補足-27 | 62-2配置図T.P. 17. 8m 中央制御室の位置を明記しました。 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 7.0) | 62-2-2 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 7.0) | 62-補足-47 | 以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) 第62-4-3図 中央制御室及び緊急時対策所における衛星電話設備及び無線連絡設備の概要(2) (新) 第62-4-4図 中央制御室及び緊急時対策所における衛星電話設備及び無線連絡設備の概要(2) | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 7.0) | 62-2-8~62-2-19 | 資料「62-6アクセスルート図」と内容が重複しており、まとめ資料側のみ記載が残っていたため削除しました。 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 7.0) | 62-補足-87 | 以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) 第62-5-2 図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内操作) (2/3) (新) 第62-5-2 図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内) (2/3) | |
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 7.0) | 62-5-2 | 同上 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 7.0) | 62-補足-88 | 以下の脱字を追記しました(下線部参照)。 (旧) なし (新) 第62-5-3 図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内) (3/3) ○運転指令設備及び電力保安通信用電話設備等が使用できない場合における「操作・作業の連絡」の通信連絡 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 7.0) | 62-5-3 | 以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) 第62-5-3 図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内操作) (3/3) (新) 第62-5-3 図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内) (3/3) | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 7.0) | 62-補足-91 | 以下の誤記を修正しました(下線部参照) (旧) 中央制御室及び中央制御室付近に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、 (新) 中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 7.0) | 62-5-6 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------|---|----|
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 7.0) | 62-5-7 | 以下の脱字を追記しました(下線部参照)。 (旧) 第62-5-1 携行型通話装置を使用する通話場所の例 (新) 第62-5-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 7.0) | 62-補足-92 | 第62-5-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例 使用箇所及び最寄りの中継点に記載の建屋高さに「T.P.」を追記しました。 | |
| 34 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 7.0) | 62-5-7 | 同上 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 7.0) | 62-5-8 | 以下の脱字を追記しました(下線部参照)。 (旧) 第62-5-6 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要 (新) 第62-5-6表 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要 | |
| 36 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 7.0) | 62-補足-94 | 以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) 第6-2-5-3表 (新) 第62-5-3表 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 7.0) | 62-補足-95 | 以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) 第6-2-5-4表 各事故シーケンス等で使用する無線連絡設備の台数 (新) 第62-5-4表 各事故シーケンスグループ等で使用する無線連絡設備の台数 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r 2.0) | 62-補足-108 | 表番号が重複していたことにより、以下の記載を修正しました。 (旧) 第62-5-5表, 第62-5-5表, 第62-5-6表, 第62-5-7表 (新) 第62-5-5表, 第62-5-6表, 第62-5-7表, 第62-5-8表 | |
| 39 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 7.0) | 62-5-18, 19 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.6.0) | 全般 | 改行位置の修正, 文字の色塗りの修正を実施 (修正箇所のマーキングは未実施) | |
| 2 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.6.0) | とりまとめた資料-2 | 2-1) 設備の相違 No① 5ポツ目 誤記訂正 (旧) 原子炉冷却材圧力ダウンダリ (新) 原子炉冷却材圧力バウンダリ | |
| 3 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.6.0) | 1.16-105, 109, 112~118 | 追としていた原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待及び線量集計方法の見直しを実施した評価及び評価条件の反映。 また, p1.16-105, 112の文章校正についても, 以下のとおり女川実績を反映した。(下線部参照) 【p1.16-105】 (旧)また, 本評価においては, 7日間の評価期間において最も中央制御室の滞在時間が長く入退域回数が多い運転員を対象として, 7日間の積算線量を滞在期間及び入退域に要する時間の割合で配分することで, 実効線量を評価した。 (新)なお, 本評価においては, 3直(1日目)の中央制御室滞在開始時に事故が発生するものと想定した。 【p1.16-112】 (旧)中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果は, 表4に示すとおり, 実効線量が7日間で約15mSvである。 (中略) なお, マスク着用を考慮しない場合の中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果は, 実効線量が7日間で約71mSvである。 (新)評価結果を表4-1及び表4-2に示す。さらに, 被ばく線量の合計が最も大きい班の評価結果の内訳を表5-1及び表5-2に, 被ばく線量の合計が最も大きい滞在日における評価結果の内訳を表6-1及び表6-2に示す。 評価の結果, 7日間での実効線量は約21mSvとなった。 (中略) なお, 参考として原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待しない(DF=1)の評価結果について, 表4-3に示す。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-----------------------------|---|----|
| 4 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.6.0) | 1.16-121, 122, 125, 129~135 | <p>同上(文章校正の修正ページはp1.16-121,129) また、追而反映に合わせ相違理由の追加、削除、修正を実施した。(下線部参照)</p> <p>【p1.16-121,122】 (旧)【女川】評価条件の相違 ・泊は大飯の評価方法と同様。 (新)【女川】設計の相違 ・泊では格納容器ベントや待避所の正圧化といったイベントは発生しない。 【女川】運用の相違 ・交代スケジュールの相違による選定条件の相違 ・女川の1直は泊の1直より勤務時間が長く、女川の2直から2・3直までの期間は、泊の3直から連直までの期間より長い。 【大飯】評価条件の相違(女川実績の反映) ・事故初期において線量が高くなることを考慮すると、7日間の線量を時間で配分するより、具体的なスケジュールに基づく評価を実施するほうが保守的と考えられることから女川知見を反映した。</p> <p>【p1.16-125】 (旧)【女川】評価条件の相違 ・原子炉格納容器DFを保守的に10としているが、泊は保守的に1として評価している。</p> <p>【p1.16-129】 (旧)【女川】型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない。 【女川】記載方針の相違 ・泊は参考ケースとしてマスク着用を考慮しないケースの評価を実施している。 (新)【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定との相違。 【女川】記載方針の相違 ・泊は参考ケースとして、原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待しない(DF=1)ケースの評価を実施している。</p> <p>以降は次項に記載</p> | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-----------------------------|--|----|
| 5 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.6.0) | 1.16-121, 122, 125, 129～135 | 前項より 【p1.16-131】 (旧)【女川】個別解析の相違 (新)【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定との相違により評価ケース数が異なる。 【女川】記載方針の相違 ・泊は参考ケースとして、原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待しない (DF=1) ケースの評価を実施している。 【p1.16-132】 (新)【女川】個別解析の相違 【p1.16-133】 (旧)【女川】個別解析による相違 ・マスクの着用を考慮する場合は、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することに相違なし。 (新)【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定との相違により評価ケース数が異なる。 【p1.16-134】 (旧)【女川】個別解析による相違 ・女川は各ケースについて被ばく線量の合計が最も大きい滞在日における評価を実施。 (新)【女川】個別解析の相違 【p1.16-135】 (旧)【女川】個別解析による相違 ・女川は各ケースについて被ばく線量の合計が最も大きい滞在日における評価を実施。 (新)【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定との相違により評価ケース数が異なる。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.6.0) | 1.16-107 | 記載の適正化(下線部参照) (旧)直接 (新)直接ガンマ線 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.6.0) | 1.16-123 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 全般 | 半角文字, 全角文字の記載を適正化した。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 全般 | 半角文字, 全角文字の記載を適正化した。 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-1 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:(2) 対応手段と設備の選定結果 新:(2) 対応手段と設備の選定 <u>の</u> 結果 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-1 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-1 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順 新:a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタ <u>の</u> 設置手順 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-1 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-1 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 新:(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------|---|----|
| 8 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-1 | 同上 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-1 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)の維持管理等について 新:放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)の維持管理等 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-2 | 同上 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-2 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:(2)飲料水、食料等について 新:(2)飲料水、食料等の維持管理 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-2 | 同上 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-2 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について 新:代替電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について | |
| 14 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-2 | 同上 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-4 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:3号炉非常用母線及び1号炉又は2号炉常用母線から給電されている。 新:3号炉非常用母線及び1号又は2号炉常用母線から給電されている。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------|---|----|
| 16 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-4 | 同上 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-7 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: ※7 緊急時対策所情報収集設備及び通信連絡設備への給電に用いる。 新: ※7 緊急時対策所情報収集設備への給電に用いる。 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-8 | 同上 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-16 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 1.18.2.2 重大事故に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる手順等 新: 1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-23 | 同上 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-18 | 「1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等」の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 放射線管理用機材・・・ 新: 放射線管理用 <u>資</u> 機材・・・ | |
| 22 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-25 | 同上 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-20 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧: 数 <u>ヶ</u> 月, 3 <u>ヶ</u> 月 新: 数 <u>か</u> 月, 3 <u>か</u> 月 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------|---|----|
| 24 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-29 | 同上 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-22 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧：通信連絡設備、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機から給電する。 新：データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機から給電する。 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-30 | 同上 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-22 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧：1号炉若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線 新：1号若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-30 | 同上 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-23 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧：1号炉又は2号炉常用母線及び3号炉非常用母線から受電が継続されている場合 新：1号又は2号炉常用母線及び3号炉非常用母線から受電が継続されている場合 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-31 | 同上 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-23 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧：遮断機 新：遮断器 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------|--|----|
| 32 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-32 | 同上 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-添付資料28 | 「第1.18.8表 各職位のミッション」の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:※2:複数号炉において原子力災害が同時に・・・ 新:※:複数号炉において原子力災害が同時に・・・ 旧:ガレキ 新:がれき | |
| 34 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-添付資料32 | 同上 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-添付資料30 | 「添付4-2 緊急時対策所の要員とその運用について」の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧:第1.18.9表 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 新:1. 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 | |
| 36 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-添付資料34 | 同上 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-添付資料37 | 記載を以下のとおり適正化した。 添付4-4の表内の空欄2箇所に「-」を追記した。 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-添付資料42 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------|---|----|
| 39 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-添付資料38 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧：3号機 新：3号炉 | |
| 40 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-添付資料43 | 同上 | |
| 41 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-添付資料46 | 「c.汚染検査」の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧：汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。 新：汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。 | |
| 42 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-添付資料52 | 同上 | |
| 43 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-添付資料52 | 「7.汚染の管理基準 第1.18.12表 汚染の管理基準」の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧：※1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。・・・ 新：※1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器ごとの数値を確認しておく。・・・ | |
| 44 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-添付資料58 | 同上 | |
| 45 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-添付資料57 | 記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照) 旧：緊急時対策所用発電機の手順について 新：代替電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------|--|----|
| 46 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-添付資料63 | 同上 | |
| 47 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-添付資料64 | 「第1.18.14表 緊急時対策所 電源設備の仕様」について、記載を以下のとおり適正化した。 ・代替非常用発電機の記載を削除した。 | |
| 48 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-添付資料70 | 同上 | |
| 49 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.7.0) | 1.18-添付資料64 | 以下の記載（下線部）を削除した。 <u>旧：3B-ディーゼル発電機（7,000kVA）、代替非常用発電機（1,725VA（1台当たり））及び緊急時対策所用発電機（270kVA（1台当たり））により給電可能な設計としている。</u> 新：3B-ディーゼル発電機（7,000kVA）及び緊急時対策所用発電機（270kVA（1台当たり））により給電可能な設計としている。 | |
| 50 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.7.0) | 1.18-添付資料70 | 同上 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.19 通信連絡に関する手順等

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------------------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 全般 | 「〇〇内に設置（又は保管）する」という記載について、表現の統一のため「内」の有無を見直しました。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 全般 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 1.19-取りまとめた資料-5 | 以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧） ⑩安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送設備（発電所内）の構成の相違 ⑪安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送設備（発電所外）の構成の相違 （新） ⑩データ伝送設備（発電所内）の構成の相違 ⑪データ伝送設備（発電所外）の構成の相違 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-3 | 以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）自主対策設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、 （新）自主対策設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 1.19-4, 1.19-5, 1.19-7, 1.19-9 | 以下の誤記を修正しました（下線部参照）。 （旧）第1.19-1図, 第1.19-1表, 第1.19-2表, 第1.19-3表 （新）第1.19_1図, 第1.19_1表, 第1.19_2表, 第1.19_3表 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-4, 1.19-5, 1.19-7 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 1.19-14 | 適正化のため、以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）⑦使用中に乾電池の残量が無くなった場合は、予備の乾電池と交換する。 （新）⑦使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交換する。 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-10 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------|--|----|
| 9 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9) | 1.19-16 | 以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) 放射能観測車でモニタリングを行う発電所災害対策本部要員は、 (新) 放射能観測車でモニタリングを行う発電所災害対策要員は、 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-15 | 以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) ②充電式電池の残量が少ない場合、他の端末又は予備の充電式電池を交換する。 (新) ②充電式電池の残量が少ない場合、他の端末又は予備の充電式電池と交換する。 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 1.19-35 | 第1.19-1図 通信連絡設備の系統概要図 以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) プロセス計算機等 (新) プラント計算機等 また、衛星電話設備(携帯型)および無線連絡設備(携帯型)を使用場所である屋外に記載を移動しました。 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-22 | 同上 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 1.19-36 | 第1.19-1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 以下の脱字を修正しました(下線部参照)。 (旧) 無線連絡設備(固定型) (新) 無線連絡設備(固定型)※1 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-23 | 同上 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-25 | 第1.19-3表のタイトルを下記の通り修正しました。 (旧) 第1.19-3表 審査基準における要求事項ごとの電力の供給対象設備 (新) 第1.19-3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 1.19-48 | 添付資料1.19.4 通信連絡設備の一覧(1/3) 以下の理由のとおり、記載を修正しました。 ・無停電電源の耐量時間の明確化 ・移動無線設備(固定型)の電源の誤記修正(無停電電源(蓄電器)→通信機器電源(蓄電池)) | |
| 17 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-29 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------|--|----|
| 18 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 1.19-50 | 添付資料1.19.4 通信連絡設備の一覧 (2/3) 無停電電源の耐量時間の明確化のため、記載を修正しました。 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-30 | 同上 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 1.19-58 | 以下の記載を修正しました (下線部参照)。 (旧) 発電所建屋外は無線連絡設備, 衛星電話設備のうち衛星電話設備 (固定型) 又は衛星電話設備のうち衛星電話設備 (携帯型), … (新) 発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備, … | |
| 21 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-33 | 同上 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 1.19-93 | 第62-5-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例 使用箇所及び最寄りの中継点に記載の建屋高さに「T.P.」を追記しました。 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-58 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 1.19-99 | 添付資料 1.19.12 機能ごとに必要な通信連絡設備 (発電所内) の優先順位及び設備種別 以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ①無線通話装置 (車載型) (新) ①移動無線設備 (車載型) (旧) 優先順位については、今後、訓練棟を通して見直しを行う。 (新) 優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-62 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|----------|---|----|
| 26 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 1.19-101 | 添付資料 1.19.12 機能ごとに必要な通信連絡設備（発電所外）の優先順位及び設備種別 以下の誤記を修正しました。（下線部参照） (旧) TV会議 (新) テレビ会議 (旧) 優先順位については、今後、訓練棟を通して見直しを行う。 (新) 優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-63 | 同上 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r7.0) | 1.19-104 | 以下の誤記を修正しました（下線部参照）。 (旧) ■ 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、 (新) ■ 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち | |
| 29 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r7.0) | 1.19-65 | 以下の誤記を修正しました（下線部参照）。 (旧) 通信連絡に関する手順書について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。 (新) 通信連絡に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。 | |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------|---|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 取りまとめた資料-2 | 各社の敷地内外の固定源及び敷地内可動源の有無並びに敷地内可動源への対応状況をまとめた表における敷地外固定源の泊欄に、「美浜、玄海と同様」を追記した。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 6 | 以下の通り記載を適正化した。 (旧) 泊発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合に、中央制御室内の運転員に対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。 (新) 泊発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合の、中央制御室内の運転員に対しての有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-10 | 同上 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-10 | 東海第二欄の水色ハッチングを削除した。 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 6 | 以下の通り記載を適正化した。 (旧) 中央制御室装置 (新) 中央制御室空調装置 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-10 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 11 | 以下の通り記載を適正化した。 (旧) 泊発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合に、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。 (新) 泊発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合の、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に対しての有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-16 | 同上 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-35 | 以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 査調 (新) 調査対象外※2 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|-----------------|--|----|
| 10 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r. 4.0) | 別添-7 | 第3.1.2-1表の荷姿について、まとめ資料全体の整合を図るため、「タンクローリー等」とした。 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r. 4.0) | 比較表-44 | 同上 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r. 4.0) | 別添-8 | 第3.1.2-2表及び第3.1.2-3表における中央制御室外気取入口及び緊急時対策所外気取入口と敷地内可動源の距離を適正化した。 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r. 4.0) | 比較表-44 | 同上 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r. 4.0) | 別添-9 | 第3.1.2-1図において、最近接点(緊急時対策所指揮所外気取入口)(茶津入構トンネル外)の凡例を追記した。 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r. 4.0) | 比較表-45 | 同上 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r. 4.0) | 別添-10 | 法令等に基づく届出情報から抽出した泊発電所から半径10km圏内にある有毒化学物質を示す第3.1.3-1図を追記した。 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r. 4.0) | 比較表-46, 47 | 同上 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r. 4.0) | 別添-12 別紙1-11 | 以下の通り記載を適正化した。 (旧) et al (新) et al_ | |
| 19 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r. 4.0) | 比較表-55, 105 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------------------|--|----|
| 20 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 別添-14 別紙1-13 | 以下の通り記載を適正化した。 (旧) 非曝露集団とのあいだに差はみとめられなかった。 (新) 非曝露集団とのあいだに差はみとめられなかった。 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-57, 107 | 同上 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 別添-16 別紙7-2-1 | 敷地内可動源の連絡体制として、以下の通り記載を適正化した。 (旧) 全体指揮者 (新) 連絡責任者 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-88, 321 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 別添-19 | 以下の通り記載を適正化した。 (旧) 別紙7-1 (新) 別紙8-1 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-91 | 同上 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 別紙1-14 別紙1-15 | 泊発電所における有毒ガスガイド4.1への対応について、調査の結果スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源ないため、スクリーニング評価を実施しないことを踏まえ記載を適正化した。 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-112, 113 | 同上 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 別紙3-1 別紙3-2 別紙3-3 | ガス事業法及び石油コンビナート等災害防止法を届出情報の調査対象外とする理由について、※4と※5の記載を拡充し、敷地外固定源に係る調査対象範囲(発電所から10km圏内)外であることを追記した。また、泊発電所との位置関係を示す図を追記した。 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-142, 143, 144 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|----------------------------------|---|----|
| 30 | 泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 別紙4-3-5 | ボンベの接続配管から気体放出を想定した場合の数式において，以下の通り記載を適正化した。 (旧) a (新) <i>a</i> | |
| 31 | 泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-160 | 同上 | |
| 32 | 泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 別紙4-3-8 | ボンベの接続配管から液体放出を想定した場合の評価式において，以下の通り記載を適正化した。 (旧) ρ_L (新) ρ | |
| 33 | 泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-164 | 同上 | |
| 34 | 泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 別紙4-5-12 | 薬品漏えい時の排気濃度を表す式における凡例について，以下の通り記載を適正化した。 (旧) 分子量 (新) モル質量 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-180 | 同上 | |
| 36 | 泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 別紙4-6-3 別紙4-6-4 別紙4-7-1-16 | 3.2 六フッ化硫黄漏えい時の影響評価について，新設する計画である66kV開閉所（後備用）の六フッ化硫黄の貯蔵量を踏まえた評価に見直した。また，屋外に保管されている六フッ化硫黄と重要操作地点の位置関係を示す図を追記した。 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r.4.0) | 比較表-184, 185, 203 | 同上 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r.4.0) | 別紙4-7-1-27 | 泊発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）において，液化石油ガスの保管状況に係る記載を充実化した。 (追記) ※ 消防法に基づく届出情報から貯蔵方法の情報が得られなかったものの，液化石油ガスは高圧ガスであり，高圧ガス保安法に定める容器（ボンベ等）に保管されているため調査対象外とした。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--------------------|---|----|
| 39 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r. 4. 0) | 比較表-214 | 同上 | |
| 40 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r. 4. 0) | 別紙7-2-2 別紙8-1-2 | 「表1 防護対象者の要員名称」における運転対処要員の人数について、以下の通り記載を適正化した。 (旧) 発電所災害対策要員 (運転員を除く) : 67人 (新) 発電所災害対策要員 (運転員を除く) : 64人 | |
| 41 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r. 4. 0) | 比較表-322, 327 | 同上 | |
| 42 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について (有毒 r. 4. 0) | 別紙8-2-3 | 中央制御室及び緊急時対策所における酸素呼吸器、酸素ボンベ及び予備ボンベについて、保管場所を明確化した。 | |
| 43 | 泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (有毒-9 r. 4. 0) | 比較表-335 | 同上 | |